

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成29年11月10日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

11月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	3
委員会記録署名委員の指名 -----	3
認定第1号所管分の審査 -----	3
質疑（弘豊委員、森西正委員）	
散会の宣告 -----	72



## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成29年11月10日（金） 午前9時59分 開会  
午後4時47分 散会

### 1. 場所

301会議室

### 1. 出席委員

委員長 増永和起 副委員長 村上英明 委員 南野直司  
委員 弘 豊 委員 森西 正 委員 光好博幸

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫  
市民生活部長 野村眞二 同部理事 小林寿弘  
同部参事兼産業振興課長 池上 彰  
自治振興課長 丹羽和人 市民活動支援課長 船寺順治  
市民課長 川本勝也 文化スポーツ課長 妹尾紀子  
農業委員会事務局長 辻 稔秀  
環境部長 山田雅也 同部参事兼環境センター長 鈴木康之  
環境政策課長 飯野祐介 環境業務課長 三浦佳明  
保健福祉部長 堤 守 同部理事 平井貴志  
同部参事兼高齢介護課長 吉田量治  
保健福祉課長 有場 隆 同課参事 川口敦子  
生活支援課長 大西健一 障害福祉課 森川 護  
国保年金課長 安田信吾

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局次長代理 田村信也 同局書記 関 正秀

### 1. 審査案件（審査順）

認定第1号 平成28年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第6号 平成28年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出  
決算認定の件  
認定第3号 平成28年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

- 認定第 8 号 平成 2 8 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件  
認定第 7 号 平成 2 8 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○増永和起委員長 ただいまから、民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。

それでは、先日に引き続きの委員会質疑を行っていききたいと思います。

先日の委員会でも、多岐にわたって質問の項目を出されておりますけれども、極力重ならないようにはしていきたいと思っています。また、それぞれ担当の部、課に分けて今回質問項目を立てておりますので、決算書のページとはばらばらになりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

では、実施効果にかかわる部分での質問なのですが、1点、市政モニター事務事業というものが上がっております。今回、決算の金額のところには、執行額がゼロ円ということで上がっておりますけれども、以前、私が民生常任委員会に所属していたときには、モニターの方たちが集まって、さまざまなテーマによって提言書を出されるみたいな、そういう方式でやられていたのから、この平成28年度は内容を大きく変えて取り組まれているということだったというように思います。中身についても、ホームページのほうでどういうことが出ているのかなということで見させてもらいましたけれども、多岐にわたってご意見も寄せられているというようなこと、市政モニター通信というのが1回目から4回目まで出されているものも見せて

もらいましたけれども、こういった取り組みに切りかえた経過と、それからまた、やってみた手応えみたいなどころ、そういうものについて、最初に聞いてみたいと思います。

2点目です。市民活動支援課にかかわる部分になりますが、コミュニティセンター事業、別府のコミュニティセンターが新しくできてというようなことでの質問は、これまでも各委員がされましたが、別府の公民館をコミュニティセンターに移転して、公民館機能にかかわっての問題というようなことがいろいろやっばり建設時に議論があったと思うのです。公民館機能を残してということで講座とかも引き続きやられている団体がたくさんありますし、また、今度行われる別府のコミセン祭りなんかも、ほかの公民館とも連携しながら取り組まれるのも聞いているのですが、コミセンの稼働状況なんかも一定この間聞かせてもらったのかなと思うのですが、公民館を利用されていたクラブ等々の利用状況について、きょうはお聞かせいただきたいと思っております。

また、料金の問題で、公民館とコミュニティセンターという施設の性質上、料金に大分差があるということをお聞きしておりましたが、この初年度については、また、経過措置で激変緩和みたいなことになるのですかね。そういうようなことの取り組みがされていると聞きましたが、そこらあたりの状況についても、お聞きしておきたいと思います。

続いて、3点目は、市民課にかかわってになります。窓口業務管理事業の中で、先日の委員会でも窓口業務の委託の債務負担行為で少しやりとりがありましたが、この平成28年度は以前からやられていた

3年の契約が終わって、次4年目の随意契約でというようなことでやられているようなことを、そのときにお聞きしました。前年と平成28年度と委託の金額、そのあたりの差ですね。また、業務の中身についての差、また業務の中身についての差、そういうようなものがありましたら、改めて決算の場ですから聞いておきたいというように思います。

それから、4点目も市民課にかかわってです。個人番号カード交付事業ということで先日もいろいろやりとりがありました。その中で、個人番号カード等再交付手数料ということで歳入が入っているというようなことで、私も決算書を見ている中で、この金額というのはなんだろうというようなことで思っていた中で、議論の中で個人番号カードそのものについては再交付24件というようなことは事務報告書に載っていましたが、通知カードのほうの再交付が378件、そういうようなことがあったという先日の答えだったと思うのですけれども、これだけ多くの方が通知カードのほうの再交付を受けられるというのは、どういう目的で受けられておられるのか。その方が個人番号カードに切りかえる、そういう手続のために再交付を受けられているのか、もしくは通知カードだけを手元に持っておきたいから再交付されているのか、ちょっとそこらあたりの担当としての受けとめを聞いておきたいと思います。

次に、5点目の質問です。文化スポーツ課にかかわってになります。温水プール管理事業ということで、この年度は3,055万1,840円ということになっております。その中で、これも私は事務報告書を見て、利用者の方は教室で利用されて

いる方が結構多くおられるのですけれども、個人で利用されている方の多くが、夏休みの無料利用の開放日のときに来られているような状況です。大体個人で利用されている方の約5%、年間の中で、それがその時期にぐっと集中して来られているということだと思えるのですけれども、そういう一定ニーズがありながら、なかなか摂津市内にそういうプールを楽しめる施設がありません。そういった中で、以前、市民プールが閉鎖されて、跡地には、今、市営住宅が建っている状況なのですが、温水プールに隣接した空き地、今、駐輪場等々に使われているのかなと認識していますけれども、以前は温水プールの建てかえ時に児童用の屋外プールなんかも検討していくということが言われていた経緯があると思うのです。今でもそのことを、担当所管が変更していっていますけれども、今の担当にもきちんと引き継がれているのかどうか。また、やっぱり建てかえ時にといつたって、温水プールをまだまだ使用していくということで、プールの槽も更新してということでやられている中では、すぐにでもやっぱり欲しいなというニーズを、夏場、選挙の時期とかにもお聞きしたりしておったのですけれども、そういったことで考えていける余地がないのか、この際でするので聞いておきたいと思います。

それから、6番目、これも文化スポーツ課になります。体育施設管理事業で、南野委員の先日の質問でもありましたけれども、大変利用件数の多い事業の一つに、トレーニング室の利用があったかと思うのですけれども、この点、市内に体育館が3か所ということであり、以前だったら福社会館の横に総合体育館があったと

き、それから旧味舌体育館ということで摂津小学校の敷地に体育館があった時期もありましたし、それがなくなって以降、旧味舌、旧三宅のスポーツセンターという形で、その統廃合後の小学校の体育館を開放してというようなことがやられてきた中では、今の時点では文化スポーツ課で所管している体育館は3つだけというようなことでは、本当に足りていないんじゃないかなと思っております。そういった中で、そこらあたりのニーズを踏まえて担当のほうで今後のお考えをお聞きしておきたいと思えます。

次に、産業振興課にかかわってです。7番目の質問で、中小企業金融対策事業というようなことで、この年度は2億5,565万6,997円ということで、預託金を大幅に増額して、制度の拡充をされているのですけれども、この年度、制度改正を行った中での効果について聞かせていただきたいと思えます。

それから、8番目ですが、事業所データベース維持管理事業、これは執行額はゼロ円と、この年度はなっております。当初立ち上げてから、随分たってきたのかなと思っておりますけれども、この年度の中では、特に何かしらの動きがあったのかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

それから、次に9番目、通行量及び購買実態調査事業ということで159万円、これも執行されておりますが、この中身を今後生かしていく方向性、先日、南野委員の質問の中でもちょっと触れられていたのかなと思うのですけれども、ここについては再度聞いておきたいと思えます。

10番目の質問、ちょっと産業振興課で続きますけれども、南千里丘分室の管理事業についてです。これは以前、我が会派の

委員のほうからも、去年の決算でもお聞きしていたかなと思うのですけれども、この利用状況についてです。管理費として結構支出しておりますが、家賃等々で入ってくるのに比べてどうなのかというような議論もあったかと思うのです。実際この利用について、事務報告書でも幾つかの点については触れられていたかと思うのですけれども、改めて、ここは聞いておきたいと思えます。

次、11点目です。環境政策課にかかわってです。環境衛生事業で決算執行額が607万7,820円というのが上がっております。事務報告書の147ページにその中身が載っておるわけですが、衛生害虫等相談及び駆除、処理の件数というようなことで数が書かれていて、市民の方から相談件数が多いものは、断トツに多いのが蜂なんです、122件相談があります。次いでクモが36件、ネズミが17件という相談ですけれども、実際駆除で出られているのを見ると、ここでは蚊の予防なんかにかかわっても含んでいたかと思えますけれども240件、ゴキブリが62件、毛虫が56件ということで、こういう表だけを見ると、随分と市民の方から来る相談と、そういうのに対応できているのかなと見受けられるのですけれども、この中身について聞かせていただけたらなと思えます。

次に、12番目です。環境業務課にかかわってです。ごみ収集処理事業ということで、この点については分別の変更がちょうど去年の10月に行われております。去年の年末の一般質問のときにも私はこの問題を取り上げさせていただいたのですけれども、分別の変更を行った以降のごみの状況、分別徹底をどのようにされてきてい

るのか、できているのか、そういうようなことについて環境業務課のほうに聞いておきたいと思います。

また、実際のごみの量です。燃えるごみ、燃やせないごみ、それぞれ出ている量を事務報告書で見たときには、そんなに大きく変わっていないのかなという感じで見えてくるのですけれども、環境センターのほうでも後ほど分別の変更があった以降の処理の状況について、お聞かせいただきたいと思います。

13番目に、歳入のほうで環境業務課にかかわる雑入なのですが、ペットボトル拠出金というのがございまして、これは前年度と比べておよそ半分ほどに大きく減っているのかなと思います。ペットボトルの出ている量についてはそんなに変わっていないので、単価が切りかわっているのかなと思うのですけれども、ここらあたりの状況についてもお聞かせいただけたらなと思います。

次に、環境センターの部分になりますが、以前は下水道所管にあったし尿収集事業が、今は環境部ができてから環境センターの所管ということに切りかわって入っております。今の状況、クリーンセンターがなくなって以降、やっぱり浄化槽汚泥やし尿の処理にかかわって市内で処理ができないという状況の中で他市にお願いして処理をしてもらう状況が続いてきているかと思いますが、状況の変化についてこの年度どう受けとめておられるか、少し聞いておきたいと思います。

次に、もう一つ環境センターにかかわってですが、ごみ処理施設維持管理事業です。精密検査の項目にかかわって、先日の南野委員の質問の答えでも超延命化ということになりますか、それにかかわる費用が答

弁を聞いて58億円と、大きな金額になるのだなというようなことを改めて思うわけなのですが、広域化を今後進めていくという考え方の中で、やっぱり市内でごみが処理できる分のメリット、それから広域にしたときのメリットそれぞれがあると思うのですけれども、金額的な負担のことでいいましたら、やっぱり他市に依存していくということになったときに、さっきのし尿の問題でもそうだと思うのですけれども、量が少ない中でも処理費用に1億円かかるのですよね。そういった中では、ごみの処理についても、今は燃えないごみは茨木市に入れさせてもらっているということでやっていますけれども、そこらあたりの単価についてもどうなっていくのか、なかなか市の中では決められないということがあると思うのです。今かかわっている炉の延命にける費用というのは本当に大きなものがあると思うのですけれども、今後広域化したときにどれぐらいの費用の負担になるのかなというようなこともやっぱり考えておく必要があるのかと思って。なかなか今の見積もりでこれだけというようなことは出にくいかなと思うのですけれども、少しお考えについて、考え方というのは金額はぱっとは出てこないと思うのですけれども、先日の議論の中のお答えの中から気になっていたもので、聞いておきたいと思います。

次に、保健福祉課についてです。16番目の質問ですが、社会福祉法人指導監査事業というのが平成28年度、執行額が6万5,683円出ております。予算では27万3,000円というようなことの計上でありましたが、執行額がこれだけというようなこともありまして、その中身の主なものとしては専門員の報酬が4万2,000

円というのがあるのかなと思いますが、おとし社会福祉法人桃林会のことがありましたので、やっぱりここあたりは大事な問題なのかなと思っております。また、これは以前は大阪府がやっていた事業ということで認識していますし、私が以前、民生常任委員会の委員をしていたときに、大阪府からの権限移譲で幾つもの事業がある中で、本当に市でこういうことが対応できるのかなというような質問をしたことがあったかと思うのですよ。だから、体制としては、専門員に入ってもらってやるということで今行われているのかと思うのですけれども、その中身や体制の問題、ここについてちょっとお聞きしておきたいと思います。

17番目です。同じく保健福祉課で、地域福祉活動拠点整備補助事業でデイハウスましたの建てかえのことが先日もいろいろ議論されていきました。私も率直にここにかかっている費用が割高なんじゃないのかなということも思いましたが、その中身については課長のほうからもいろいろ説明がございました。その中で歳入のところ、正雀川地下道上部空間維持管理負担金900万円という歳入がありますけれども、ここの一連の地域福祉活動等拠点の整備と、あそこの十三高槻線のところのアンダーパスの上部のそこのところに使われていると思うのですけれども、その部分、負担金900万円というのはどこから市に入っているのかというようなことと、どういう使われ方をしたのかということをお聞きしておきたいと思います。

次に、18番目、もう一つ保健福祉課にかかわりますが、歳入の衛生費は府の補助金ということで、自殺対策緊急強化事業補助金というようなものがございます。健康

せつつ21の問題にかかわって、先日、南野委員の答弁の中で自殺対策の問題での講演をやったということが言われていたかなと思うのですけれども、歳入2万9,000円ですから、そういったところに充てられているのだと思うのですが、昨今、自殺問題にかかわっては、連日のニュース、新聞報道なんかでも自殺したいということで思い立った若い人たちがインターネットのサイトでひっかかって、殺害の被害に遭うみたいな事件なんかもあります。本来だったら、自殺を思い立ってもそれを思いとどまらせるという役割というのが社会の中にはあるべきで、実際はそういう取り組みがされていると私も認識しております。毎年のように自殺者が3万人を超えるということが言われてきた時期ですから、そういう問題にかかわって、特段、摂津市の中でやれる取り組みがないのかということでちょっと問題意識も持ちましたもので、この点について一つ、昨年度行った中身でお聞かせいただきたいと思います。

続いて、19番目に生活支援課にかかわる部分です。生活保護事業の中で、昨年大きな変化の一つに住宅扶助の基準引き下げというようなものがございました。ひとり暮らしの方だったら、以前だったら4万2,000円が住宅扶助で、家賃の上限というようなことで決められていたのが、3万9,000円に下げられています。そういった中で経過措置等もございましたけれども、実際には4万2,000円から3万9,000円のところに住宅転居された方もおられますし、また、大家なんかとの交渉の中で家賃を引き下げてもらったというようにもされている方もおられます。ただ、なかなかそういうことには至

らずに、基準3万9,000円に下がったけれども4万2,000円の家賃のところでは生活費からそちらに持ち出しして、生活されている方というのも一定数おられると私も聞いておるのですが、昨年度の決算ですので、昨年の住宅扶助の実績を事務報告書で見たら大方1,400件ぐらいが年間トータルの平均でおられる中で、どれぐらいの方が今回の住宅扶助の支援引き下げの影響を受けておられるのかということについて、また、オーバーした家賃を自己負担している方がどれぐらいいらっしゃるのかなというようにお聞きしておきたいと思います。

次に、高齢介護課にかかわってです。さまざまな事業をたくさん行われている中で、その一つひとつを聞いていくともう時間が幾らあっても足りなくなっていくのですけれども、去年は、おととしの議会の中で行革のメニューの中で幾つかの高齢者の一般事業の廃止、縮小みたいな計画が上がっていました。ただ、実際には、それは凍結というようなことで敬老事業でありますとか、高齢者日常生活支援事業とか、そういった中の事業については継続して取り組まれていると思います。ただ、受けられる対象の方が年々減っている事業もあるなと思っておるわけですけれども、そこらあたりの状況について、こういう行革の中でメニューの再構築というか、本当に求められている事業に切りかえていくということがあのかには言われていたと思うのですよ。ただ、私からしてみたら必要性がなくなったとは思えないというようなことで、廃止、縮小に反対の意見も言わせてもらったりしていましたがけれども、実際の点で介護保険事業があったとして、それで介護保険の中身がいろいろとメ

ニューもふえてきて、これまでやっていた事業は利用が少なくなっているというようにものも確かにあると思うのですけれども、そこらあたりの状況について、お聞かせいただけたらなと思っております。

21番目で障害福祉課にかかわってです。ここもいろいろ言いたいこともあったのですけれども、項目を絞ってです。1つは福祉タクシー事業です。決算額は490万2,658円と書かれていて、事務報告書にも受けておられる対象の方や交付されている件数ですね。これは恐らくタクシーの1メーター、最初の基本料金のところを割引してもらえるチケットで使われている制度かなと認識しておりますけれども、障害者総合支援法、いろいろ法律も変わってくる中で、障害の種別によって差別しないということの中からいうと、精神障害の方なんかについても対象になるべきなのではないかなという思いももっております。ちょっと従来の制度からしてみたら、そこは対象にならないのかなということで数字が上がっていませんので、その確認の意味で聞かせていただけたらと思います。

22番目に、障害福祉課にかかわってもう1点、障害者虐待防止事業です。これも先日の議論がありました。決算額はゼロ円ということです。ただ、お話を聞いて、事業の中身や必要性やそのところも思っているのですけれども、ただ、やる中身として、虐待が発生したときに対処するための予算的なものかなというようなことで言えば、本当に未然に防止するための取り組みというようなことがもっともっと要るのではないのかなと私は思うわけですけれども、そこらあたりで昨年取り組まれたことなどがありましたらお聞かせいた

だきたいなと思います。

1回目の質問は以上です。

○増永和起委員長 答弁をお願いします。

丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、自治振興課にかかわりますご質問、市政モニターについてご答弁させていただきます。

平成27年度以前の市政モニター制度につきましては、自治連合会、文化連盟、老人クラブ連合会、青年会議所等々の団体からご推薦いただいたメンバーに公募のメンバーを加え、市政モニター制度を運営しておりました。そこで年6回会議をされ、提言書をまとめられ、市政に反映させていただくというような制度でございました。

従前の市政モニター制度で課題となっていましたのが、1点は構成年齢の偏りでございます。平成26年度の市政モニター委員の平均年齢でいきますと、66.7歳という形になっていました。そのような構成になっていましたので、どうしても提言書でいただく意見もちょっと偏りが見えたというような問題点があったと聞いております。

平成28年度からは、市政モニター制度につきまして全て公募とさせていただいております。また、ファクスや電子メールなどによる意見収集を加え、より幅広い世代や在宅の方からもご意見をいただけるよう、新たな市政モニター制度へ見直しを行ったところでございます。モニターにつきましては、一般公募させていただいたところ、16名で進めさせていただきまして、任期の間に行政に対してさまざまな分野に及ぶ57件のご意見、ご要望をいただいたところでございます。いただいたご要望等につきましては、各所管課だけではなく市長へもご報告させていただき、政策へ反

映させていただいているところでございます。

平成28年度からスタートしたところでございますが、以前は提言書で一つのテーマに絞ってご意見をいただくという形でございましたが、今回さまざまなご意見をいただくということで、行政に対して広い意見がいただけたと思っておりますのと、平均年齢のほうも平成28年度におきましては51.2歳ということで、一定幅広い年齢層の方にご参加いただけたと評価しております。

現在、平成28年度から実施いたしました制度について、その活動内容の検証並びに府内での同様の取り組みの状況調査をしており、市民から市政に対するより多くのご意見やご要望、さらに市政へ関心が高まるような制度となりますよう、検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○増永和起委員長 船寺課長。

○船寺市民活動支援課長 質問のうち、市民活動支援課にかかわります部分について、ご答弁申し上げます。

別府コミュニティセンターの元別府公民館利用者の利用状況につきましては、別府公民館クラブに登録されておりましたクラブにつきましては、引き続き別府コミュニティセンターの登録団体となられまして、今までどおり活動されております。クラブの登録団体につきましては、週1回程度に活動を定めて、年間を通して部屋の使用が可能という利便性もございます。また、施行前のワークショップ等でのご意見も参考に施設の備品等も充実させており、利便性の向上にもなったと考えております。

ご質問の使用料につきましても、各種団体等の利用につきましては4割減免でさ

せていただいておりますが、登録クラブにつきましては、平成28年度は8.5割減免、平成29年度につきましては7.5割減免、平成30年度につきましては6割減免というように経過措置を置きながら減免制度を適用させていただいております。

○増永和起委員長 川本課長。  
○川本市民課長 それでは、市民課にかかわりますご質問にお答え申し上げます。

まず1点目、窓口業務委託の平成28年度と前年度平成27年度の金額と中身の差でございますが、まず委託金額につきましては、平成28年度と平成27年度が2,786万4,000円ということで、同様の金額でございます。

委託業務の範囲でございますけれども、これも平成28年度と平成27年度は、同様の委託業務の範囲でございます、変更はございません。

続きまして、2点目、通知カードの再交付の目的ということでございますけれども、再交付の大半の理由は、職場にマイナンバーを提出する必要があるけれどもなくしてしまったでありますとか、税の申告で必要だけれどもなくしてしまった、年金の手续に必要なだけれどもなくしてしまったということで、行政手続に必要なけれども紛失したという理由がほとんどでございます。

なお、マイナンバーカードの交付の際にも通知カードの返納が必要となっておりますけれども、この場合につきましては紛失届を書いていただくだけで手続が可能となっておりますので、再交付の申請は必要ございません。

○増永和起委員長 妹尾課長。  
○妹尾文化スポーツ課長 それでは、弘委員の文化スポーツ課に係りますご質問に

ついて、ご答弁申し上げます。

まず、1点目でございますが、市営住宅建設時にその残地に児童用プールをという件でございますが、そこにつきましては、以前、温水プールの建てかえ時期に検討をというお話をさせていただいておったと思います。先ほど弘委員からもありましたが温水プールにつきましては修繕等を実施して、老朽化の進行をおくらせる努力をして運用しておるところでございます。平成29年3月に策定されました摂津市公共施設等総合管理計画の中で、公共施設につきまして老朽化による機能等の低下が見られるような施設については、更新もしくは長寿命化の実施に向けた検討が必要としております。今後、温水プールに関しましても、できるだけ長寿命化の実施という形で考えておりますが、市全体の施設計画、全体の中でそういった施設の内容については検討していく必要があるかと考えております。

2点目でございますが、体育館の状況と、トレーニングルームのことについてのお問いであったと思います。現在、体育館につきましては、3館平均して約80%の稼働率がございます。現在、体育館が足りていないかどうかということでございますけれども、稼働率から見ますと足りていないということはないかとは思っておりますが、トレーニングルームでありますとか、アリーナの大きさの面でありますとか、機能面につきましては市民の方からのご要望があるとは思っております。

現在、よりスポーツができる環境を整備ということについて、旧味舌小学校跡地での運動施設もしくは総合体育館建設というところを、今、計画で上げさせていただいておるところでございます。その施設の

計画の中で、そういった機能面につきましても充実ができるような形で検討してまいりたいと考えております。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 それでは、産業振興課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

まず、中小企業金融対策事業の件でありますけれども、平成28年度から制度の改正を行っております。平成28年度から融資の限度額を今まで600万円だったところを1,000万円に拡大、また、融資期間を4年だったところを条件にもよりますが最大7年以内ということで、それぞれ拡充しております。その効果ということなのですけれども、過去3年間の融資の実績を見てみますと、平成26年度は24件9,500万円、平成27年度が20件の9,018万円、拡充しました昨年度、平成28年度につきましては46件2億2,050万円という融資の実績となっておりますので、一定効果というか、必要とする方の役に立てたのではないかと考えております。

続きまして、事業所データベース維持管理事業の件ですけれども、事業所データベースの事業につきましては、市内事業所の情報を発信することで販路開拓や技術の連携、研究開発など企業間取引のきっかけを提供することを目的としまして、平成15年に立ち上げたものでございます。その後、何度かのリニューアルと申しますか改修を行い、デザインの変更や検索項目をふやすなど、使いやすくなるよう工夫を行ってきたところでございます。また、平成24年度には、事業所実態調査におきまして、市内全件を訪問する中で事業所ネットへの参加、掲載を呼びかけまして、当時の最

新の状態に更新しましたけれども、その後、一定更新はしておりますけれども、今のところ当初の目的にかなった活用ができていたとは言いがたい状況でございます。今後、リニューアルも含めまして、事業所ネットの活用については、引き続き検討してまいりたいと考えております。

続きまして、通行量及び購買実態調査事業でございます。この調査の目的としましては、市内の商業集積地域における人の流動状況の調査を行いまして、経年の変化を見ることによって顧客の動向を把握、また、商業施設を訪れた方にインタビュー形式で買い物に関する購買調査を行うことによりまして、消費者の購買行動の実態をはじめ、買い物施設や活動に対する意見、利便性等を把握し、今後の商業振興施策の資料とすることを目的としているものでございます。調査の項目としましては、通行量調査として対象地点を通行する歩行者、自転車、ミニバイク等の通行状況の把握、購買実態調査としまして、商業地区の来訪者に対して購買等に対するアンケート調査を実施したものでございます。

この調査の結果についてですけれども、商工会や商業者団体へ情報提供を行いまして、状況を把握する中で、商店街、商業者、市も含めまして、関係者それぞれが商業の活性化のために何をすべきか、また何ができるのかについて考え、取り組む機会となることを期待するものでございます。昨年の調査の結果につきましては、今年3月23日ですけれども商業者を対象に報告会を実施したところでございます。また、報告書につきましては、図書館等にも配置しておるところでございます。

続きまして、南千里丘の分室についてでございます。産業支援ルームの利用状況に

ついてでございますけれども、産業支援ルームにつきましては、平成26年11月から使用を開始しております。平成26年度は11月からですが、就労支援のための講座等で23回、平成27年度は同じくセミナー、講座等で61回、平成28年度は63回利用しております。

○増永和起委員長 飯野課長。

○飯野環境政策課長 それでは、環境政策課にかかわりますご質問にお答えいたします。

衛生害虫等のご相談と駆除の実績に関するご質問ですが、衛生害虫駆除業務につきましては、主に市内の水路やマンホールに対する蚊、ゴキブリなどの駆除や公共施設の樹木への消毒により毛虫の駆除等を行っております。一方で、蜂やクモの駆除につきましては、事務報告書でクモが36件の相談に対し5件の駆除を行っておりますけれども、ほとんどがセアカゴケグモですが、こちらは1か所で大量に発生したのに対し駆除を行っております。それから、蜂につきましては122件のご相談に対し23件の駆除を実施しておりますが、こちらは摂津市蜂駆除実施要項に基づきまして、例えば高齢者のみで構成されている世帯ですとか、障害者のみで構成されている世帯につきましては、全ての蜂に対しまして駆除を行っております。また、スズメバチにつきましては危険性が高いので、全てのものに委託業者により対応させていただいているものでございます。

それと、し尿処理に関するご質問につきまして、現在、環境政策課のほうで所管しておりますので私のほうからお答えさせていただきます。

し尿及び浄化槽汚泥の処理につきましては、クリーンセンターの機能停止に伴い

まして、平成25年10月1日からし尿の処理を豊能町に、浄化槽汚泥の処理を茨木市にそれぞれ委託し、各市町に処理に係る負担金を支払っております。今後も、し尿及び浄化槽汚泥の減量の取り組みを進めていくとともに、両自治体への処理委託を引き続きお願いしていきたいと考えております。

一方で、委託の継続が困難になった場合に備えまして、他の自治体や民間企業への委託ですとか、市域内での処理の方策についても研究していかなければならないと考えております。

○増永和起委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは、環境業務課にかかわります2点のご質問にお答えいたします。

まず、容器包装プラスチック類の可燃ごみへの区分変更についてでございます。区分変更につきましては、事前に説明会等を繰り返させていただきました。また、ホームページ、広報等でも周知を図ってまいりました。さまざまな機会を用いて周知した結果、市民の皆様方には十分理解いただけたかなと考えております。そのため分別変更に伴って不燃ごみのプラスチック類、これが可燃ごみに大量にまじっているということはございませんでした。それと、不燃ごみの量につきましては、平成27年度比359トン、16.9%の減となっております。

続きまして、ペットボトル拠出金の減についてでございます。ペットボトル拠出金につきましては、ペットボトルの売却に伴うもので、ペットボトルの売却につきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会にお願いしているものでございます。売却量そのものにつきましては前年度

とほぼ変動はございませんが、抛単価が大幅に減ったため、抛金も減ったということでございます。

○増永和起委員長 鈴木部参事。

○鈴木環境部参事 それでは、環境センターにかかわります2点のご質問にお答え申し上げます。

1点目、12番目の質問の平成28年10月より包装容器等のプラスチックごみの焼却化について、ご答弁申し上げます。環境センターでは燃えるごみの焼却を行っており、平成28年10月より従来の燃えるごみと新たに収集しました包装容器等のプラスチックごみをあわせて焼却しております。平成28年10月から半年間で、1万2,165トン焼却いたしました。また、包装容器等のプラスチックごみを焼却していない1年前の平成27年10月からの半年間が1万1,784トンの焼却になり、焼却の増としまして383トンの増加となりまして、1年間に換算しますと約766トンになり、当初見込みました、おおむね年間1,000トンの増加になるのではないかという想定と、おおむね計画どおりの量で進んでいるという認識をしております。

次に2点目、15番目の質問、ごみ処理施設維持管理事業に係りますごみ処理の広域化の考え方について、ご答弁申し上げます。ごみの処理には、市内で焼き続ける方法と近隣市と共同でごみ処理を行う広域化の方法がございます。本市で焼き続けるには、現地での建てかえが非常に困難である、また、ほかに移転するのに適した候補地がない。こういう状況を踏まえながら、ごみ処理には相当のコストが今後もかかっていく。また、環境に対する基準がさらに厳しくなる傾向がありまして、一例を申

し上げますと、水銀対策におきまして1焼却場ごとに対応していかなければならないというような状況があります。こういうことを考えますと、広域化によりまして焼却コストの低減、スケールメリットを図っていく必要があるかと考えておりました。現在、近隣市とごみ処理の広域化について協議を進めている状況でございます。

○増永和起委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 保健福祉課にかかわります3点のご質問のうち、2点について、お答えいたします。

まず、1点目でございます。社会福祉法人指導監査事業の執行率等についてでございます。社会福祉法人指導監査事業ですけども、この事業の中身、主な内容としましては、専門員の報酬が大半を占めております。この専門員の報酬につきましては、会計分野の監査において主に公認会計士に同行いただくことを想定したものでございます。平成28年度の予算につきましては、市内6法人のうち2法人にかかわる監査費用を計上してございまして、各法人に2回ずつ、計4回分の予算を計上してございまして、ご承知のとおり市内の法人におきまして不祥事ございましたので、平成28年度は当初計画を延期して、その不祥事の対応に当たることとしております。不祥事事件への対応としましては、平成28年度は7回の随時監査を行いました。うち1回に公認会計士が同行し、その後、報告をいただいております。決算額はこの分の費用として支出したものでございます。

次に、監査の内容等につきましては、理事会などの議事録、財務書類等の各種書類の確認、役員や職員等への聞き取り調査を実施し、法人のガバナンス体制や法令遵守、

財務運営等が適切かどうかということを確認しております。

職員の体制についてでございますが、社会福祉法人指導監査事業につきましては、今回のような不祥事事件があった場合は、高度で専門的な知識が必要となりますし、その対応についても多くの時間を割く必要がございます。ですので、通常の業務との落差というか、かなり激しいような状況でございます。この辺につきましては、本市だけではなく各市とも苦慮しているところではございます。

ただ、この事業につきましては、府も含めて情報の連携が活発でございまして、北摂におきましては北摂ブロックで定期的に情報交換の場を設けるなど連携を図っております。また、保健福祉課内におきましても担当を複数名任命するなど、スキルの承継ということを重視して体制の強化に努めておるところでございます。

続きまして、2点目、地域福祉活動拠点整備補助事業についてでございます。これにつきましては、デイハウスましたの建てかえ工事費用ということで先般の委員会でもご答弁いたしましたとおり、建物の建設費用に加えて十三高槻線アンダーパス上部の外構費用、また旧デイハウスましたの解体費用等が含まれておりますので、通常の工事費用よりは高く見えてしまうということでございます。

歳入につきまして、正雀川地下道上部空間維持管理負担金についてでございますが、これにつきましては、十三高槻線アンダーパス上部に本市がデイハウスましたを建築することになりましたので、これにつきまして、上部の外構費用等を含めて一体的に本市が整備しております。本来であるならば大阪府が負担すべき整備費用と

いうものにつきまして大阪府に負担していただき、工事費用に充当させていただいたものでございます。平成27年度は100万円歳入がございました。平成28年度は900万円ということで、計1,000万円ご負担いただいております。

以上でございます。

○増永和起委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 保健福祉課に係ります自殺対策につきまして、ご答弁申し上げます。

平成28年度の自殺対策についての講演会の内容についてでございます。平成28年度実施いたしましたのは、市内の高校3年生を対象としまして、立命館大学の総合心理学部の教授を講師にお招きいたしまして、ストレス対処能力の向上をテーマに、生活上の困難やストレスに直面したときの対処方法などについてご講演をいただいております。参加者は345名ございました。

○増永和起委員長 大西課長。

○大西生活支援課長 それでは、生活支援課に係りますご質問について、ご答弁させていただきます。

住宅扶助の基準改定につきましては、平成27年4月14日付の厚生労働省社会援護局長通知により、平成27年7月1日から基準改定となっております。それに伴い、対象世帯の方に住宅扶助限度額改定について文書でのご案内を行うとともに、各ケースワーカーからも家庭訪問時に基準改定の説明を行ってまいりました。また、基準改定に伴う家賃交渉についても、個別、可能な限り、担当ケースワーカーが家主等に理解を得られるよう丁寧に説明してまいりました。転居につきましても、希望される世帯に対し敷金及び引っ越し費用の

支援も個別に行ってまいりました。さらに、平成28年6月までは、旧基準での経過措置を全対象世帯一律に実施し、それ以降についても局長通知に基づき、直近の賃貸借期間終了まで旧基準での適用としております。

しかしながら、平成28年度末時点で260世帯、平成29年10月末時点で243世帯の方が家賃についての幾分かの自己負担をいただいている状況でございます。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、高齢介護課に係りますご質問について、お答えいたします。

第5次行革で見直しになっている事業で一時凍結ということで事業が行われているか、利用者のほうが減少している事業もあるがどのように考えられているかというご質問かと思うのですけれども、事業によっては必ずしも減少しているばかりではないし、事業によってもう見直しをさせていただいている事業もありますので、主な事業に関して、簡単にご説明させていただきます。

敬老祝い金等、77歳、88歳、99歳、100歳以上に祝い金等をお配りする事業ですけれども、事業に関しましては、対象者の増により前年度比でしたら74名増の1,091名の方に配付させていただいております。また、社会福祉協議会へのヘルパー派遣事業が挙がっていたかと思うのですけれども、その事業に関しましては、利用対象者に関して平成26年度から利用実績がございませんで、平成29年度4月に総合事業を開始させていただいたときに、その事業と統合させていただいております。この事業に関しましては、介護

保険の非該当の方に関してヘルパーサービスが必要な方という条件でございますので、総合事業、ちょうど要支援1の方が市町村の事業ということになっておりますので、チェックリスト等で総合事業のみを利用される方ということで対象になるのではないかということで統合させていただいております。特に平成29年度に入りましても、利用のご相談ということは、今のところはございません。

住宅改造費用助成事業に関しましては、平成28年度の状況でございますが、前年度比1名増の3名の方に関してさせていただいておりますが、この事業に関しましては平成29年度、障害の制度に同じように住宅改造の制度がございますので、そちらと統合させていただいております。市の高齢者の所得基準は同様でしたが、高齢者の住宅改造が上限60万円という上限でございまして、介護保険の住宅改修をあわせて60万円ということでございますが、障害の住宅改造が上限100万円ということもございますので、ただ、対象の方に関しましては身障手帳をお持ちの方等の条件はございますが、もともと、府の制度でさせていただいた経過もございましたので統合させていただいております。

続きまして、ふれあい入浴の対象者に関しましては、利用者が前年度比で、これは延べでございますが975人の減で2,387名となっております。この事業に関しましては、公衆浴場に月1回無料で高齢者の方等が入っていただくという事業でございますが、委託等をやっていただいていた公衆浴場が1か所なくなりまして、今2か所というような状況でございますので、利用者の減があったのかなと考えておる状況でございます。

あと、高齢者の事業で、利用の減がある事業といたしましては、ショートステイ等の一時預かりの市独自の事業というのがございまして、事業でいいますと高齢者日常生活支援委託事業ということで、市内の特別養護老人ホーム等に短期入所で市独自で預かっていただく事業でございまして、介護保険に同じ制度があるのですが、介護保険の利用限度額を超えられた方等が利用していただいております。利用実績に関しましては、前年度比で43日減の451日の利用でございまして、延べ人数に関しましては20人減の269名という状況でございまして。ただ、この減に関しましてどのように考えているのかということに関しましては、平成27年度、特別養護老人ホームの制度改正の結果、待機者等が減っているということで、この介護保険の利用限度枠を超えられている方とか入所待ちの方とかも結構おられるというような状況で、在宅生活が難しい方が利用している状況もございまして、その関係で特別養護老人ホーム等に入れることで減っているのではないのかなとは考えておるのですが、ただ、平成28年度の状況でしかまだわかりませんので、経過は見ながら考えていきたいと思っております。

主な事業に関しましては、減少しているのも個々の事業によってはあるのですが、高齢者の方々の事業、それ以外にも例えば市の事業としましては、緊急通報装置での見守り等の事業等がございまして、この事業に関しましては、主に65歳以上で、ひとり暮らしの方のご病気とかの状態が緊急性が要る方で、中間独居の方も対象になる事業でございまして、この事業に関しましては、前年度比でいいますと2

4名減の145名という状況になっております。ただ、この事業に関しましては、高齢者の見守りの事業としてより使いやすい方法として考えられないのかということで、平成28年度まではアナログ回線しか利用できなかったのですが、平成29年度7月からデジタル回線のほうも、ただ承諾書等を必要とさせていただいて、デジタル回線等の場合は停電等になると結局使えないというような弊害もございまして、今まで利用はしておらなかったのですが、時代の流れでアナログ回線自身がもう少なくなってきているのではないのかなという状況で、制度の変更等もさせていただいております。今後、利用の実績がふえるように、ひとり暮らしの見守りの申請等を見ながら、近隣各市の活用も考えております。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 それでは、障害福祉課にかかわります2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、福祉タクシー事業で精神障害者も対象になるべきではないのかというお問い合わせだったかと思っておりますけれども、福祉タクシー事業につきましては、在宅の重度障害者に対しましてタクシー料金の初乗り運賃相当額のチケットを交付し、助成することによりまして、日常生活の利便と社会参加の促進を図ることを目的としております。このことによりまして、在宅の重度障害者における外出機会の提供の一助になっているのではないかと考えております。対象者につきましては、身体障害者手帳1・2級所持者、それから療育手帳A所持者で、精神障害者保健福祉手帳所持者は含まれておりません。先ほど委員からお話がありましたように、現在、障害者の定義に

は精神障害者も含まれておりまして、さまざまな障害福祉サービスは精神障害者も対象となっているところからも、福祉タクシー事業につきましても、今後見直しが必要であると感じているところでございます。

次に、障害者虐待防止事業で未然に防止するために昨年取り組んだ内容等についてでございますけれども、虐待予防の取り組みにつきましても、まず虐待に関することを知ってもらうことが必要ではないかと考えております。そのため取り組んでおります内容といたしましては、先日の南野委員の質問時にもご答弁させていただきましたように、障害者虐待防止のための研修会を行っております。平成28年度につきましては、大阪府が実施しました研修会への出席を行いました。平成27年度では、障害者総合相談支援センターのセンター長を講師としまして、市内の障害福祉サービス事業所の職員を対象といたしました研修を実施しております。そのほかにも、障害者虐待防止に関するポスター掲示でありますとか、ホームページ、広報紙への掲載を行っております。広報紙につきましては、今年度ではありますけれども、次号であります12月号、こちらにも障害者虐待防止に関する記事掲載を予定しているところでございます。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 それでは、2回目の質問をさせていただきますと思います。

最初に、市政モニター事業にかかわってなのですけれども、たくさんの意見が今回のホームページを見たら平成28年度の実績ということで載っております。

一方で、平成29年度に入ってからの部分については、今の市のホームページのと

ころでは載っていないのですけれども、そこらあたりは取り組みの状況がわかるものがあるのかどうか。今回、以前からずっと続けてこられたのから切りかえた理由というの、おっしゃることも一定わかるのですけれども、ただ今回たくさん意見は出ているのですけれども、個人と市役所のやりとりなのかなみたいな感じで受け取られて、以前のような、例えばモニター皆さんがお集まりになられて会合を開くとかいうことがなかったのかなということ。例えば、インターネットとかでつながっているような方たちでもオフ会みたいなことでやったりするのがあるじゃないですか。そういうようなものがこういうところではなかったのかなということをお聞きしておきたいと思えます。

それと、2番目、市民活動支援課の別府コミュニティセンターのことになるのですけれども、いろいろと開設前から公民館との違いはとか、いろいろと公民館機能を引き継ぐということだけれどもうまくいくのかなどうなのかなというようなこと、いろいろな、やっぱりご意見があったというように思うのです。そんな中で、実際、昨年からは始まって、喜んでおられる方もたくさんいらっしゃると思う反面、以前やっていた公民館のクラブの中でもうやめられたというようなところなんかもあるようにお聞きするのは、やっぱりちょっと残念な面もありまして。そこらあたり、今後料金については本来の料金の8.5割減免から7.5割減免になって、6割減免になってというようなことでいったら、どんどんと倍ぐらいに上がっていくのかなという感覚もあって、定期的に使われている人たちにとっては負担になっていくのかなと思うわけです。これは開設のときに決め

たことだから、そのとおりにやっていくのかなというようにことも思わなくもないのですけれども、実際、稼働率との兼ね合いからしたら、ほかの利用者との関係とか、例えばホールの利用状況とかはなかなか空きが多いみたいなことも聞いたりしていますけれども、何かうまい調整方法がないのかなということも感じるわけですが、ここらあたりの点をお聞きしておきたいと思います。

次に、市民課の窓口業務管理事業の部分です。窓口業務の委託の金額については、平成27年度、平成28年度は変わりありませんよと。契約の金額も同額ですよと。仕事の中身も金額も同じというようなことなのですから、以前の委員会では、ほかにパスポートの業務とか新しく入る事務、それとマイナンバーとか、そういうようなことで、ほかの面でいろいろと大変だから、その時期に契約のプロポーザルの公募をかけるとか、そういうのが難しいというのも何かちょっと腑に落ちないなというように感じて思うのです。今回、また来年度に向けて債務負担が上がって、契約書の仕様書なんかも出てきているものを見てみたら、以前と変わらない中身と思うわけで、そうだったら、別におとしにやることもできたのではないのかなと普通に思うのですけれども、ここらあたり、もう一回聞かせてもらえないかなと思います。

続いて、個人番号カードにかかわってなのですけれども、通知カードの再交付を受けられた方の状況について、お聞かせいただきました。やはり本人はマイナンバーを別に持たなくても大丈夫かなと思っていたけれども、いろいろと会社との関係、また年金の受け取り、また銀行なんかもそう

いうところで番号がどうしても要るのだみたいなことを割とかたくなに言われるところが多いというようなことも聞きました。以前、番号カードが始まる際に、私は議会の一般質問のときに、市役所の中では番号カードを持たないことで不利益が生じないように、そこらあたりは気をつけてやってくださいねということをしたことがあると思うのですけれども、いろいろな書類とか手続とかの事務にどうしても番号の記入はしたくない、私はもう番号を使いませんというような人は、以前もありましたよね。そのことについては、そういうことで処理は受け付けるというようなことを役所はやっているけれども、民間ではなかなかそうになっていないということがある中で、やっぱりカードを持ちたくないという方についても、こういう状況になってくるのだなというのが改めて感じるわけでございます。そういった点からしましたら、いろいろと現場ではご苦労があると思うのですけれども、そもそものマイナンバーについて市民の皆さんはこれが安全、安心とか、全ての人たちに番号を振られる、これが当然ということは思っていないということの裏返しであると思っております。そうであるけれども、やむなくカードを持つという人が少なくなく、再交付という形で出てきているのだと、担当課としては認識もしてほしいなと思うのです。先日の答弁の中で、安心して利用できますよということで市民の皆さんにさらにカードの交付を進めていくという立場では、それがあべき形ではないと私は思っているのです、そこのところはお願いしたいと思っております。

それと、先ほどの答弁で、個人番号カードの正式なカードを所持する申し込みの

際には、通知カードがない場合には紛失・遺失届を警察にも出して、そういう手続で、それで500円を払わなくてもカードの交付というのはできると私は認識しているのですけれども、そこらあたりはそれでいいわけですよ。だから、仮に通知カードをなくして、そういう方が正式なカードを入手しようと思ったときには、いわゆる通知カードというのを改めて再申請する必要はないと思うのですけれども、今回、三百数十名の方たちは通知カードを再交付というようなことで申し込んでおられて、これはやっぱりここでもこの人たちは番号カードを持つ意思はなくて、通知カードだけを手元に置いておこうかなということなのか。そういうのがちょっと不思議な感じがするなと思って、私は先日の答弁を聞いていたのです。そこらあたりをもう一度お聞かせいただきたいなと思います。

5番目、温水プールにかかわってなのですが、これはもう要望しておきますけれども、やっぱり今、市営住宅の裏の空き地になっている部分はもったいないなと、プールを利用されている皆さんは思っておられるのです。でも、市民のニーズとしてはやっぱりあるということで受けとめていただいて、それで、以前は温水プールの建てかえの時期にというようなことでのお答えだったけれども、本当にいつのことかというようなことにどうしてもなるわけですよ。だから、市民プールを閉鎖していたときの子どもたちはもう大人になってという今でもそういう状況ですから、子どもたちに気軽に安心して遊ばせにいきましょうというようなことで、無料開放のときにたくさんのお親子連れが来ているというようなことから見ても、そここのところはちょっと総合体育館事業のところまで今大変だと

ということがあったり、そこに多くの予算がかかるというようなこともあるかとも思いますけれども、児童用の室外プール、例えばこれをつくるとしたら幾らぐらいかかるのだというようなことも、一回試算していただいて、そういうものを提案できるような準備も、もしできるようだったらやっていっていただきたいなと思います。

体育施設の点についてであります。これも稼働率が全体としては80%前後というようなことがおっしゃられていまして、また、市民のニーズにあったような設備についても、今後の検討というようなこともおっしゃられています。そういった点では、やっぱり今の時点で利用実績の高いトレーニングルームなんかであれば、今は味生だけということですから、千里丘からでも鳥飼からでも、やっぱりあそこに行かれていますというようなことが一定数おられると思うのです。そういった意味では、地域で気軽にすつと行けるようなところにあるということも大事かなと思います。

また、この間、保健福祉課が取り組んでいますまちごとフィットネスというようなことで、ウォーキングと、それから健康遊具というようなことで、そういうのも本当にたくさんの方が利用されて、今、健康推進に力を入れて取り組んでいるということの中では、やっぱりスポーツ施設ということも、そここのところは本当に密接に関係してくると思います。吹田市や茨木市や、そういったところなんかは、駅前に行ったらフィットネスは気軽に民間のところで利用できるようなものがありますけれども、摂津市には残念ながらそういうのはないですよ。そういったことを民間が来てやってくれたらいいなと思っておられる方もいると思うのですけれども、なかなか

そこのところがすっとすぐに実現するとはならないですよ。例えば、オークワがあるアトリウム南摂津のあいたスペースにフィットネスクラブみたいなのが来るかといったら、なかなかそういうふうにはなりませんし、今度、岸辺の健都のほうの取り組みの中では、市内マンションの下とかにでもできるのかなと思ったりしますが、きっとマンションの人しか利用できないような、そういうことになるのかな。そういえば、健康づくり、体育スポーツ、そういった点に力を入れてやっていく必要があると思いますので、ぜひ味舌なり、総合体育館なり、そういったところもちょっと挙がりましたので、そこは検討を加えて、ぜひぜひ実施もして欲しいと思います。これはもうどちらも要望としておきます。

産業振興課にかかわって、7番目に中小企業金融対策事業をお聞きしました。これは大幅に制度を拡充したということで、利用される方もたくさんふえてということで喜んでる声も私も聞いていますし、また、預託金自身は銀行に預けた分はまた返ってくる部分ですから、そこが大きい市の財政を逼迫するようなものではないというようなことも提案した当時から言われていたことだと思いますので、ここのところはまた中小企業のまちでこういう制度を、大阪府内でもこれだけ充実した制度をやっているのは摂津市ぐらいだというようなことも胸を張ってもらってもいいと思うのですが、その利用やアピールについてもぜひ取り組んでもらえたらなと思いますし、また、次の事業者データベースのところになんとかかわりますけれども、ここのところで企業間とのつなぎ、マッチングみたいなところで事業所ネット

を立ち上げていますけれども、事業所ネットで今の摂津市の産業の取り組みなんかと、そういうようなのがパソコンで気軽に情報が入るというものに構築していくことが必要なのではないかなと思っています。平成15年の立ち上げというようなことをおっしゃられていましたから、つくってから大分たって、よその市もいろいろな事業所ネットみたいなことで、摂津市のページを開いてリンクで飛ぶところも幾つかあって、そういうところを見て比べてみても、ちょっと改善が必要だな思っておりますので、ここらあたりはまた課題として取り組んでいただけたらなと思っております。

通行量及び購買実態調査事業のところも次の活用に向けて考えておられるというようなことですが、商工会、商店連合会は報告会などを実施して対応もしているというようなことですが、次のアクションプランというか、中小企業、商工、商店でさまざまかかわってくると思うのですが、そこをつくっていく基礎資料にも、こういうのはなっていくと思うのですが、そこでいったら市内の中小企業の実態調査みたいなのもまたまた取り組んでいく必要があるのかなと思っておりますので、そこらあたりのお考えがないのか、聞いておきたいと思っております。

10番目の南千里丘の分室の関係です。これはもう最初に指摘したときから比べると、利用の回数はふえているのかなと思いますが、でも、やっぱりあの場所で今の実態からしたらもったいないなと思います。今は産業支援ルームということで産業振興課が所管して、商工会や、そういうつながりかと思うのですが、2階は保

育所ですよね。保健、子育て支援やそういったところからのアプローチや、庁内全体のところを含めて、あそこの場所を産業振興に固定する必要があるのかなということなんかも含めて、もっと有効な利用方法がないのかについて、そういう検討を行っていただきたいと思うのですけれども、できれば部長か副市長かにお答えいただけたらと思います。

続いて、11番で環境衛生事業です。おっしゃられたように、市民の皆さんからの相談全てに出動しているわけではないですよということ、ネズミや蜂やそういうものについては基本個人で対処してもらうというのがあるということですよ。ただ、やっぱりおっしゃられたみたいに、なかなか、ひとり暮らしで高齢でとか障害があつてとか、ご自分では対応できないところにはやっぱり飛んでいってやってもらうという体制が要ると思っています。以前、この事業を保健福祉が担っていたときに、防疫業務とか、そういったものについて全部民間委託に切りかわってしまっているのかなとも思っていましたけれども、ただ、今、防疫車両の管理事業とかがあって、そのところは環境政策課の職員、お話を聞いていたら再任用の方でというようなことで聞きましたけれども、飛んでいって。地域でアシナガバチの巣があつて、それを取りに来ているところにたまたま出くわして、状況をその職員の方からお聞きしたのですけれども、こういうことを続けてやってくれているのだなということが、私はうれしいと思っています。だから、そういった点からして、いろいろな相談を市民の方から、あれはどうしたらいい、これはどうしたらいい、もちろんご自分で対応できるところもある、そのところはやっ

ぱり個人でやってもらうことは大事ですけども、市の職員がもしものときには駆けつけてやってくれる安心感というか、そういうのがすごく大事だと思っておりますので、引き続きお願いしておきたいと思えます。

また、豪雨時とか雨で汚水があふれたりとか、そういったときに消毒に行ってもらうのとかも、これも緊急ですぐにぱっと市の職員が出ていけるという体制についても、今おられる再任用の職員が終わられた後を引き継ぐような人というのがいるのかどうか、そこだけちょっと聞いておきたいと思えます。

それから、し尿収集事業のほうも、先ほど環境政策のほうでお答えいただきました。これは、やっぱりクリーンセンターがなくなってから将来どうなるのだろうということ、あのとき、さまざま議論していたと思うのですよ。建設常任委員会のほうで話をしていましたが、やっぱり将来的には下水の接続率を100%にして、この量を減らしていくというようなことも挙げられて、浄化槽の部分も、浄化槽をご自分でつくられて、それがあつたのに下水に接続するのはとかというのもなかなか課題があると思うのですけれども、今後の下水整備が進んだら、し尿や浄化槽汚泥とかも量がさらに減ってというようなことになったときに、いつまでも豊能町というふうにな。私は、先月、豊能町の市制施行40周年の記念行事というのが行われていて、副議長だったので行かせてもらったのですけれども、道中、往復やっぱり距離があるのを、改めてこれを毎日、摂津市のバキュームはここを走っているのだなということ、思いながら行ってきたのですけれども、今はお世話になりますというよう

なことでご挨拶してきましたけれども、でもやっぱりいつまでもということにはならないような、そういう対策をどこかで考えていかないといけないのだろうとっておりますので、その点については、また下水のほうなんかともしっかり連携をとって、やっていってもらいたいなと思えます。

次に、環境業務課の部分です。ごみ収集処理事業で分別の変更後の状況をお聞きしました。多量に燃やせないごみが燃えるごみにまざってということは、そこまではないということですが、やっぱりいろいろな方から声を聞いていると、プラスチック容器が燃えるのだったらペットボトルなんかも燃やせるんじゃないのというような声があったり、でも、それは資源だからちゃんと分けてくださいよとかって、そういう話も巷ではするわけです。そういった点では、丁寧な市民の皆さんへの説明も大事だと思いますし、ごみ減量推進員とかが以前分別の細かい徹底を一生懸命地域の皆さんにやっておられたということからして、随分と今回それが緩くなったというか、そこでモチベーションが下がっていないかなとかいうこともあるわけです。また、燃やせないごみがやっぱりまざってしまうというような中で、環境センターのごみの焼却炉のほうにそういうのが影響が出てくるようなことにはやっぱりしたらいかと、今の時期やから特に思うことでありますので、そこらあたりの対策について改めて聞いておきたいなと思っております。

それと、先日の南野委員の質問の中で挙がっていたのですけれども、パッカー車にライターやガスボンベやそういうようなものが投入されて、車両火災が起きること

がよくあるというようにおっしゃっていましたが、私もその場面に出くわしたことが実はあるのです。ただ、その収集地域はもう委託の地域でしたので、そういうことが起きているけれども、なかなか議会におる私らなんかにも報告とかは来ないのですよ。数年前に市のパッカー車で車両火災があったときには、すぐにこんなことがありましたという報告が来ていたけれども、民間委託しているエリアがもうおよそ半分になっている中で、そういうことは頻繁に起きているのかなということを改めて聞きたいと思えますし、また、本会議では車両の事故のことが何点か報告されましたけれども、パッカー車は大きな車で狭い路地を午前中に回り切ってしまうというようなことで走るわけですよ。そんな中で民間の委託している地域のそういう事故というのは年間にどれぐらい報告があるものなのか、この際ですから聞いておきたいと思えます。

あと、ペットボトルの拠出金なのですが、ポリ単価が下がったというようなことをお聞きしました。単価の下がる原因というか、毎年のように変動があるとお聞きしていますけれども、以前もそういうことを聞いたことがあったと思うのですけれども、半分に下がるって結構大きな影響ですよ。そこらあたり、原因がもしあるようでしたらお聞かせいただきたいと思えます。

それと、環境センターごみ処理施設維持管理事業のところについては、おっしゃられることはそのとおりでなと思いつつ聞いているのですけれども、ただ、やっぱり摂津市のごみを広域化というようなことでいったら、いわゆるおんぶにだっこみたいな形で相手のほうにお願いするとい

うことにどうしてもなるのかなと思うのです。持ちつ持たれつみたいな関係で協力して広域化という形ではないような、そういう形のときにいろいろな弊害、デメリットというのが逆にあるのかなと私は思っているのです。以前、数年前ですけれども、一般質問で小金井市の話、ごみを周りの近隣の市がどこも受け入れてくれなくなって、ごみ非常事態宣言ということで大きく報じられましたよね。ああいうことがやっぱりあってはならないということもあるので、ここらあたり、しっかりと再度考えを持っていてもらいたいと思っております。ここも先日の議論もありましたら答弁は結構です。

続いて、保健福祉課にかかわっての部分です。社会福祉法人指導監査事業、これは昨年の問題で平成28年度は結構そこに手がとられたんだということですよ。なかなかほかの法人に監査に回るまで手が届かなかったということなのかなと思うのですが、体制やノウハウやそういったものがなかなか市の担当課で持てない中で、こういう専門的な監査をやっていくということになっているわけなので、このところは、とりわけやっぱり問題があった次の年度というようなことだけに、やっぱり気になるころだと思っております。だから、ほかの法人は大丈夫なのかなとか、指導せなあかんことがないのかなとか、そういうようなことも率直に思うので、そのところをもう一回聞かせてもらいたいのですが。市がこの対象とする社会福祉法人、市内何法人になるのかです。今はイレギュラーな感じだけれども、大体どれぐらいのペースで、その全事業所の監査が行われていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

次に、デイハウスましたの正雀川地下道上部の空間なのですけれども、私も正雀のあのあたりはよく通るのですけれども、あそこができたときにアスファルトに、ぴたっとしちやっただじゃないですか。あのときに、えっと思って、正雀川の上から先に吹田市は南正雀の自治会館が建って、公園広場に藤棚や木々の植栽なんかもあそこはあるのですけれども、ぱっと振り返って正雀を見ると、真っ黒の駐車場という感じでどうしても見えてしまうのです。そういった点でいうと、どうしてそうなったのかなとか、予算的なものなのかなということをおぼろげに思いますが、ちょっとそこらの経緯を、もしお答えできるようでしたらお願いしたいと思っております。

次に、自殺対策緊急強化事業補助金です。私もこのことを項目が挙がっていたので気になって、いろいろ調べて、大阪府が出している自殺の概要というのが去年、平成28年版がありました。自殺防止緊急対策事業は、およそ10年ほど前にやっぱりもう大変だというようなことで国のほうも法律をつくって、そのあたりから、ある意味、本腰を入れての取り組みというようなことが始まっているのかなと思うのですけれども、最近の自殺者の推移を見たら減少傾向で下がってきているのは、これはうれしいと思うのです。ただ、なかなかその減り幅も、ぐんと減っているわけでもないのかなと。年間、平成28年でいきましたら、全国で2万1,897件、大阪府では1,238件、その中に摂津市の市民の方も含まれているのかなと思うわけでありまして。そういった点では、やっぱり予防というようなことがすごく大事で、ただ、自殺というのは、その本人だけの問題ではなくて、社会的に追い込まれて追い込まれて



と取り組んでいっていただかないといけないかなと思います。

とりわけ経過措置が終わって、今負担されているけれども、そういった対象の中で本当に局長通知で対応できる人がいないのでしょうか。そこらあたり、もう一回お聞きしておきたいと思います。

20番目、高齢者施策にかかわってです。さまざま、いろいろな事業にかかわってですから、先ほど答弁ありがとうございます。大体いろいろな制度自身で補う制度があって、置きかわってというようなことだったら事業の縮小というようなことも考えられるのかもしれないのだけれども、以前行革の対象に多く上がって、今、凍結になっている部分でいったら、受けておられる方にとっては本当に大事なんだというものも含まれていたかと思うのですよ。鍼灸マッサージの助成なんかにしたってそうだと思うし、それから、緊急通報装置、これは行革のところには挙がっていなかったと思うのですけれども、これも改善されるということでうれしいなと思ってお聞きしておったのですけれども、引き続き、一つひとつ市のやる事業の中身、独自事業として、受けられる対象が少なくてもやっぱりこれは必要だと。少なくなったら少なくなっただけで出ていく予算も減っていくのだから、そういうようなことは残しておく、そういうことについて要望としておきたいと思います。

あと、障害福祉課にかかわる部分で福祉タクシー事業のことを質問させていただきました。これも、先ほどの高齢者事業でいろいろ再構築が図られていっているということの中身、国や大阪府なんかの変化もある中ですが、福祉医療の再構築というようなことがこないだ本会議で上が

ったじゃないですか。あれは議決されましたけれども、あの中でも高齢者施策でこれまで取り組んできたものを障害者施策にというようなことで移行しているものの中身には、認知症高齢者の方たちは精神障害の手帳をお持ちになられていて、福祉医療を受けておられて、そういう方たちが今度からは障害者医療の制度になっていくわけですよ。そういったことからしたら、このところの福祉タクシーとかも大変大事な取り組みとして対象を広げていくことは必要かなと思っております。

ここも、私がつい先日かかわった方で、もう70代のご主人に、ちょっと若い奥さんがいるのですけれども、奥さんはもううつで、家にひきこもっていて、ほとんど外に出られないんですよ。近くのお店に買い物に行こうと言っても近くは顔がさすから行きたくないというようなことで、月に1回だけ他市の商業施設にご主人がタクシーで引っ張り出して連れていくというようなことをおっしゃっていました。本当にそういったことでないの外に出られないというような方もおられますし、ぜひぜひ、ここらあたりのところは改善をお願いしたいと思います。要望としておきます。

障害者虐待防止事業にかかわって、最後お聞きしておきたいのですけれども、これもやっぱり起きてからということももちろん大事ですけれども、予防、事前に起こさないというようなことがすごく大事で、ただ、私も以前は障害者の福祉施設で働いていて、事業にかかわってきましたけれども、本当に介護の中で追い詰められて、そうになってしまうというケースもありますし、また、日常的にその家族の間だからというようなことで、子どもがなかなか言葉で言ってわからないから手が出るのだと

というようなことを、そういうのを当たり前のように受けとめておられる家族の方というのがやっぱり少なくない数いらっしゃると思うのですよ。私が施設で働いていたときにも、その親が言うことを聞かなかったら手を挙げていいからねと言うのですけれども、そんなことはもちろんしないですけれどもね。そのところをやっぱり説得して、そうじゃないでしょうと言っていくのも大事なことだと思うのですよ。障害者差別禁止法とか、虐待防止法とか法律ができる背景とか、それ以前に、もう当たり前のようにしてしまっていたことを、そうじゃないのだということを伝えていくような、そういう啓発も大事で、ただ、当事者のそれ虐待、虐待という言葉を使うともうすごく抵抗を持って反発して、話にならないというような、そういう事例が結構あるので、いろいろなソフトの面からのアプローチも含めて、これは大事な仕事だと思っていますし、この事業の中で何かしらそういう具体的な予算もつけてやっていくようなことが必要なんじゃないかなと思いますので、このところも要望としてお願いしておきたいと思います。

○増永和起委員長 それでは、暫時休憩します。

(午前 11時55分 休憩)

(午後 0時45分 再開)

○増永和起委員長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

答弁求めます。

丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは市政モニター制度にかかわります、ご質問にご答弁させていただきます。

平成29年度の市政モニター制度の状

況でございますが、モニター募集をさせていただき13名の方の申し込みがございました。現在1回目の意見募集をさせていただき6名のモニターの方から22件のご意見をいただいているところでございます。現在、ご意見の内容を整理し、所管課へ回覧させていただいているところでございます。その後、意見集約を行い、モニター通信を作成し、公開してまいります。

従前の市政モニター制度でモニターの方から、会議が負担になるとのお声もあり、モニターの負担軽減、さらに気軽に本制度にご参加いただけるようメール、ファクスでのやりとりを中心とした制度に変更したところでございます。

モニターの方々にご参集いただいていたことではございましたが、今後の検討項目の1つとさせていただきたいというふうに考えております。

○増永和起委員長 船寺課長。

○船寺市民活動支援課長 別府コミュニティセンターに関しましてのご答弁を申し上げます。

利用率等がまだまだ低いのではないかというご指摘でございますが、できましてまだ1年足らずの施設でございますので、なかなか利用率が上がってこないのはご指摘のとおりでございます。ただ、先日もご答弁させていただきましたように、市民活動支援課が主催します、講座でありますとか、施設管理公社でやっておられます、講座でありますとか、いろんな形でですね、まず施設を知ってもらって来ていただけるようにPRを兼ねてやっていきたいなと考えております。

市民活動支援課でやっております連続講座等につきましては終了後に、クラブ化を目指していただけるよう、参加者にもお

声がけさせていただきまして、今年度につきましては1つがクラブ化になりました。もう1件、今お声がけさせていただいている途中で、多分クラブ化できそうで、クラブがふえていくことによって利用率も上がっていくものと考えております。

また、利用料につきましては市の公共施設等の利用料金等に基づいて決められたものだと聞いております。減免措置等についても経過措置を置きながら利用者にとっては便利な施設として活用をしていただいております。ささいなことではございますが11月19日の祭りに向けまして予行練習をしたいというようなご意見も多ございましたので、クラブで借りていたくにはお金がかかるということで、市民活動支援課のほうでホールを借りて、予行練習を2日ほど追加しまして、無料で利用できるような、工夫もしております。今後とも市民の方に、利用者の方に親しんでいただけるような施設づくりに努めていきたいと考えております。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 まず、窓口業務委託につきまして、平成28年度にプロポーザルをせず単年度の随意契約したかという、ことですけれども、窓口業務委託をスタートしましたのが、平成25年度からでございます。当初は3年間の委託期間でございました。

本来であれば、平成25年度、平成26年度、平成27年度の、3年間でございますので、平成28年度から再度プロポーザルをして業者選考して3年間あるいは5年間と、するところがございますが、平成28年度からプロポーザル等をしようと思えば平成27年度の夏か秋ぐらいにはその準備を始めなければならないという

ことございまして、その当時は、平成27年10月からマイナンバー制度の開始が予定されておりました。

また、翌28年1月にはマイナンバーカードの交付が予定されておりました。その翌月の2月には本市でコンビニ交付の運用の開始が予定されておりました。

そういった中で、当時はマイナンバーカードがどれだけ普及するのか、また、コンビニ交付がどれだけ利用されるのか、非常に不透明な状態でございます。それによって窓口業務の取り扱い件数でありますとか、また、窓口業務そのもののあり方も大きく変わってまいる状況でございます。

そういった過渡期の中で万が一、業者を変更するとなれば、市民サービスが不安定になりまして、市民サービスの低下を招きかねないということでございましたので、平成28年度につきましては、単年度で随意契約をしたということでございます。

今回、ようやくマイナンバー制度開始から2年が経過しまして、一定業務の見通しもついてまいりましたので、改めて先だっの議会で、債務負担行為の議決を受けまして、今後業者選定をしてまいるところでございます。

続きまして、通知カードの再交付の件でございますけれども、我々、市民の方が窓口で通知カードをなくしたからマイナンバーを教えてほしいと申し出にいられた際に、3つの方法をご案内しております。

一つは、通知カードそのものを500円で再交付します。もう一つは、無料でマイナンバーカードが作成できます。もう一つは、マイナンバー入りの住民票を300円で交付できます。この3つの方法を提示しまして、市民の方に選択していただいております。

ります。

そういった中で、通知カードの再交付が平成28年度につきましては396件ということでございました。

統計はとっておりませんが、マイナンバーカードをつくるという方も相当数いらっしゃいました。そういう状況でございます。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 それでは、弘委員の2回目のご質問にお答えいたします。

通行量調査も、今後アクションプランの資料にもつながるんじゃないかということで、あとまたそれ以外に事業所の実態調査にも取り組むべきではないかというようなお問いでございますが、通行量調査も含めまして、各種調査については、産業振興施策を立てる上で貴重な資料となるものでございます。

今後、摂津市の産業振興アクションプランの改定につきましても現在考えておりますことから、方法はどうか分かりませんが、現在の市内事業所の状況を把握するために調査は必要であり、今後実施してまいりたいと考えております。

○増永和起委員長 野村部長。

○野村市民生活部長 南千里丘分室の利用状況についてということでございます。

この問題につきましては、以前からこの民生常任委員会でもいろいろご議論いただいているところでございます。市といたしましては産業振興を目的とした事業などで利用をしていくということでやっております。ただ、現状施設を管理する常駐の職員も配置されていないことや、建物の管理上いろいろ制約があるという理由から、結果としては産業振興に係る市の主催事業であったり、会議または市商工会

主催事業等の使用にとどまっているということで、それらの利用で若干ですけど、年々ふえてきているということで委員からご感想をいただいたところでございます。

そのような状況でございますけれども、先ほど委員からもご指摘いただきましたようにせつかくの施設でございますので、どこまで幅広く使えるかということも含めまして、今後有効に活用できるように内部で検討していきたいと思っております。

○増永和起委員長 飯野課長。

○飯野環境政策課長 環境衛生事業に関する質問にお答えいたします。

衛生害虫の駆除につきましては、ご指摘のとおり現在再任用職員が中心となって対応しておりますが、緊急の駆除の際は可能な限り、複数で現場に出向くようにし、技術と知識が引き継がれるように意識しております。今後も技術や知識がしっかり継承できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○増永和起委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 はい、それでは環境業務課に係るご質問にお答えいたします。

まず、分別区分の変更に伴うごみ減量推進員のモチベーションについてでございます。

今回の分別変更をする以前から、事前にごみ減量推進員に、十分説明を行いご理解をいただいていたと思っております、モチベーションへの影響はないと考えております。

また、センターでの焼却への影響についてでございますが、分別が不十分なごみが出された場合、従前から啓発シール、取り残しシールというものを貼って収集を行わないようにしております。これにつきまして、今後も同様に続けていきたいと考えております。

続きまして、委託業者の事故についてでございます。委託業者の事故につきましては、交通事故についてはその都度、報告書の提出を求めています。平成28年度については3件の報告があり、2件は車両の運行に伴う接触事故、もう1件はごみ収集車にごみを積み込む際に、ごみが飛んで駐車車両に傷をつけたという、いずれも物損事故でございます。収集車の車両火災につきましては、特に報告書の提出は求めておりませんが、車両火災が発生した周辺の地域について、分別の徹底の啓発を行うため、口頭での報告をお願いしております。

なお、平成28年度中には報告はいただいておりません。

続きまして、ペットボトル抛出金の抛出単価の減の理由でございます。

抛出単価につきましては、日本容器包装リサイクル協会の売却によるものでございます。そのため経済動向、市場価格というものが大きく左右してくるものと思われれます。

○増永和起委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 保健福祉課にかかわります、2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。社会福祉法人指導監査事業についてでございます。

社会福祉法人につきましては、市が所管するものとして現在6か所ございます。先ほどの答弁でもお答えいたしました、基本的に年間2か所、これを3年間で一巡するというところで計画させていただいております。

体制につきましては、委員がご指摘のとおり、平成27年度から平成28年度にかけては、市内の法人の不祥事等の対応としまして、業務量が大幅に増加いたしま

して、状況によっては困難な場面もあったことは事実でございます。

我々としましては、その経験から反省点を踏まえて今後の組織力強化に繋げてまいりたいと考えております。

続きまして、十三高槻線アンダーパス上部の空地アスファルト部分についてでございます。こちらのほうにつきましては、デイハウスましたの建築工事と一体的に整備したものではありませんが、デイハウスましたの敷地としてではなく、広場という位置づけで管理されているものでございます。

従いまして、恐れ入りますが所管外ということになりますので、ご理解のほどお願いいたします。

ご要望につきましては、所管課のほうにお伝えしたいと思います。

○増永和起委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、私からは保健福祉課に係る1点のご質問にお答えさせていただきます。

具体的な目に見える形での自殺防止の対策についてでございますが、現時点では普及啓発となりますが、窓口におきまして自殺防止のための「いのちの電話」などの番号を記載いたしました名刺サイズのカードの設置、また妊娠届け出時には産後うつなどからの自殺を防止するという目的から妊産婦の心の相談といった電話番号案内の名刺サイズのカードをお渡しをしております。

平成30年度には、健康増進計画であります健康せつつ21の中間見直しの年となります。また、自殺対策につきましても計画の策定を予定しており、具体的な対策につきましては、関係各課と協議をしながら検討してまいりたいというふうに考え

ております。

○増永和起委員長 大西課長。

○大西生活支援課長 それでは、生活支援課に係ります2回目のご質問についてご答弁をさせていただきます。

住宅扶助の基準改定に伴い、影響を受けている世帯の方につきましては、今後該当世帯の生活状況を再度十分に確認させていただき、引き続き個別可能限り担当ケースワーカーが家主等に理解を得られるように丁寧の説明を続けてまいります。

また、転居を希望される世帯に対しても敷金及び引っ越し費用の支援も個別に行ってまいりたいと考えております。

さらに、近隣に親族等の扶養義務者がいらっしゃるご高齢の世帯の方や介護や障害等で住宅改修を既になされている物件にお住まいの世帯の方につきましては、転居や自己負担の考え方を個別柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら、3回目となりますが、市政モニターの関係ですね、今お答えいただいた分で、今年度も引き続きやられていて、もうじきまた資料が見れるのかなというふうに思うんですけども、去年の1年間の分だけ目を通す限りではね、やっぱり個人的な市とのやりとりでというようなことが中心だったと思うんですけども、中にはやっぱりもっとお互いに話しもってやったら、深まるのになと思うような意見なんかもありますし、提言、提案というような形で、出される場合にね、本当にやっぱりそういったところが集団でも、会議が負担になるというのは確かにあるのかもしれないですけども、それでもモニター同士の交流とか、そういうなんは一度やっぱりあったほうがよいのかな

というふうにも思いますので、また参考にさせていただけたらなというふうに思っております。

先日一般質問でね、光好議員もおっしゃってみたいに、広聴、いろんな市民の声をどう市政に反映していくかというようなことの中では、大事な取り組みの1つかというふうにも思っておりますので、こういった取り組みについて、ぜひまた引き続き頑張ってもらいたいと思います。

続いて、市民活動支援課にかかわる別府のコミュニティセンターの運営、まだ始まったばかりということはもちろんあるのかなと思います。また、公民館機能を引き継いでというようなことを言ったらなかなかそこを踏み込んで言うと所管が違ってくるとは思うんですけども、でもやっぱり中心になっているのは市民活動支援課というようなことでありますので、やっぱりこれまで利用されてた方たちが利用しづらくなったわって声をきくのは残念なことだと思いますし、やっぱり従来のそれぞれの種類が違うものを足して、それで相乗効果が上がるようなことを確か立てるときには言うてたと、記憶もしているので、そこのところは所管、生涯学習課のほうになりますかね、そっちともしっかりと協力しもって取り組んでいただきたいと思います。

また利用料なんかの面でもね、やっぱり安威川公民館でやったり、味生公民館でやったりする分と、一部差が開いてくるということが、やっぱりお互いにクラブ同士の交流なんかももちろん出てきますから、そうなったときにその場所自体をちょっと考えようかなというふうなことになってきたりもするんじゃないのかなと思うので、ホールの利用なんかにかかわっても

ですね。

そういった点で課題が大きいなというふうに思いますが、そこらあたりのところをよりよい施設にしていくという点で今言ったことも参考にさせていただけたらなと思います。

市民課にかかわっての窓口業務の業務委託の契約の関係ですよね。マイナンバーのちょうどその時期あったということ、確かにそうなんですけれども、そのことが窓口業務の委託業者の仕事の中身についてどれだけ関係というか、影響をしているのだろうというふうなことを、窓口業務の方たちにしてみたら、その中でやっている仕事と外から来られる市民の方との引き継ぎ、つなぎじゃないですか、やる中身については。基本的には大きく変わるものじゃないというふうに認識してるんですけども、最初の1回目の質問のときにも、平成27年度と平成28年度とでほぼ同様の仕事で同額の委託料でというようなことでおっしゃられてたかと思うんですが、なかなかその辺の想定がしづらかったということなのか、ちなみに平成28年度はそれほど窓口業務影響なかったけども、平成29年度なってみたらまた違っているのか、そこらあたりももう一回お聞かせいただけますでしょうか。窓口業務の中身ということで、お願いします。

それと、個人番号カードの件ですね、再交付手数料のところでは396件、この方たちはいってみたら個人番号カード、正規のものは要らないですよというふうなある意味そういう形で、番号入りの住民票とったら300円だけでも、再交付の500円のこっちのカードを申請しましたというふうなことですね。

私、実は個人番号のこの番号通知カード、

家にあると思うんですけども、どこにあるかちょっと忘れてしまって、以前書類でね、番号がどうしても要ると言われたときに、番号入りの住民票を市民課で出してもらったことがあるんです。

やっぱりマイナンバーカードを自分で持ちたくないというふうな、そういう意思表示でもありますし、そういう方たちが、いってみたらこの396件ってそうなのかなというふうにも思えるので、国としては社会保障の一体改革ということの推進の中で、このカードの普及というようなことを強めていってる動きがありますけれども、でもそれに国民全体は賛同してないし、そこところは改めて言っておきたいというふうに思います。ここはもう答弁は結構です。

次に産業振興の点にかかわって、今後のアクションプランをつくっていく上で経済情勢、経済動向の関係で言ったら必ずしもこの間、この数年間で大きく状況が変化してとかいうことではないのかなと思うんですけども、ただ、一人ひとりの事業所の状況というのは変わってきてるというふうに思うんですよ。不況の中でなかなか事業を続けられないという方もおられるし、新しく創業した方もこの間おられるしというふうな、そういう市内の中小企業施策支援、いろんな問題に取り組んでいく中での計画づくりというふうなことは、またもうそろそろ本格的に動いていく必要があるのかというふうに思っておりますので、そこらあたりはまた大いに期待もしていきたいというふうに思います。

やっぱり中小企業のまち、摂津市のね、そこがやっぱり底力、底上げをしていくというふうな観点もね、ぜひお願いしていきたいというふうに思っております。

南千里丘の分室、部長にお答えいただきました利用についてね、検討していただきたいなというふうに思っております。

産業振興課で今これまではということでしたけれども、もっと幅広く使い道もあるのかな、難しい部分があるかというふうにも思うんですけれども、例えば子どもがいろんな社会見学とか、事業所のいろんなね、課外の取り組みとか、教育委員会なんかがああいうところで課外授業とかしたりする取り組み、また、産業振興課でこれまで取り組んでいってる中身をさらにね、消費生活相談とかそういうなんも順調であそこでやられているということですから、もっといろんな視点からの取り組みなんかもあり道はあるのかなと。

ただ、それは努力してこられてこの間の六十数回ということかと思うので、また、庁内、各部署、もっとこんな使い道ないかなというアイデアも載せていただくようにまたよろしくお願いします。考えていってください。

環境衛生業務で担当の職員の方の引き継ぎというか、世代継承みたいなことです。

業務の大半は委託のほうに切りかわっているということなので、ただ、全く丸投げじゃなくということからしてみたら、やっぱりノウハウを引き継いでいくということが大事かというふうにも思ってますので、以前聞いたときにはいろいろと再任用の方がいる間にマニュアルづくりなんかもあるというふうなことをね、おっしゃっていたかなと思うので、そこらあたり引き続き課題としてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ごみ収集の関係です。

分別の徹底については、これまでも取り

組んできたし、これからもということはもちろんそうで、担当課も理解してやってもらっているというお答えだったかと思うのですけれどもね。私あらっと思ったことの一つに、もう一つのペットボトルの関係で、以前リサイクルプラザに施設見学というか、視察に行った際に、ペットボトルをそのままぐっと凝固して納品するというふうな形の作業やったんですけど、私は以前からラベルはもうはがすものやという認識やったんだけど、そうになってないということですね、お聞きしましたら引き取り手はそのままいいということで、もらってってくれるよという話だったんですね。でもやっぱり、現時点では外側ラベルを外した透明のペットボトルだけで納品したほうが高く引き取ってもらえるという状況だということもお聞きしたりしてね、そのあたりは何かそのときのやりとりで二転三転というか、してるのかなというふうな気もしてて、ごみの関係でもそうだと思うんですよ。そのときに分別を以前はこうだったのに変わってしまった。変わったときにちゃんと説明を聞いている人はこういう理由でというようなことがわかるけれども、そのときに聞いてない人は何で変わったのかがよくわからないということで、ある意味ちょっと不信感にもなるというふうなことです。その環境の問題、今大きく捉えたら地球温暖化とかね、さまざまそういうときに摂津市としてのそういう姿勢、本当に日常的なところの見え方ということで姿勢を、市民の方からしてみたらそういうところで見ているというふうに思うので、ここらあたりのところですね、引き続き長いスパンで見て、今の事業を進めていく、また、啓発の観点なんかでもまた広報で特集組んでどうなっ

ているんだときちんと説明してわかるようなそういうものもつくっていくとか、そういう工夫は要るのではないかというふうに思っておりますので、よろしく願います。これも要望です。

それと、委託業者のほうで起きる事故ですよね、そんなにたくさん毎度毎度起こしてもらってたら困るのだけれども、やっぱり年間3件というようなことで、起きているわけです。

以前だったらその部分も含めて市が直営で回してた部分のエリアですからね、そういったことからしたら、やっぱり議会とかにも報告があつていいのじゃないかなというふうにも思ったりします。火災なんかは特にね、そういうライターなり燃えるものがまじってそういう状態になったというようなことで、注意喚起を流すような広報が回るというようなことでしたら、やっぱり一声わかるようなそういうことも取り組んでいただけたらというふうに思います。

あと、保健福祉課にかかわってです。

社会福祉法人の指導監査の関係で市が直接指導していく対象としては6か所というふうなことであります。そのところに去年はなかなか手が回らなかったけれども、順次やっぱり取り組んでいくというお答えでありました。

市の職員と主に公認会計士なんかとね、専門医と一緒にというふうなことですけれども、そういった体制でこれまで大阪府がどういう体制でね、取り組んできたのかなというふうなことは順次情報とかも得ていってということでおっしゃってましたけれども、そこらあたり大丈夫なのかなということを思いつつ、今回は今の説明で了承していこうと思います。

ちなみに大阪府からいろいろとね、これまで権限移譲で市町村におりてきてますけれども、府の権限移譲の交付金で歳入のところを見てみたら保健福祉課のところに2万7,000円しか入ってないというようなことも見てね、えっ、と思いながら見てたんですけども、大阪府から、これまで権限がおりてきて、それぞれの所管のところでご苦労されているかと思えますけれども、これはもうこういうものと受けとめないといけないのか、もし機会ありましたら、副市長のほうもっと大阪府、市がこっだけ負担してるんだということを市長会等を通じてでも、また言っていってもらえたらなと思えます。

それから、デイハウスましたのところの駐車場の空間は所管外というふうなことなのですけれども、そもそもあそこの十三高槻線アンダーパスの上部利用がどうなるかという議論とかってね、議会でも余りしてこなかったと思うんですよ。どこでその利用の方向が決まったのかなみたいなことも、そういう思いもあったし、実際にきてみたらあそこのところがね、吹田市と比べるとちょっとな、というふうな感じのご意見も聞きますので、その点については今この決算のときぐらいしか聞けないのと思って、もし、そのところ経過でお答えできるようでしたら、副市長から聞いておきたいなと思っております。

自殺対策緊急強化事業補助金の部分です。

この補助金の中身については、大阪府のほうからもメニューというか、大体中身については示されてて、啓発やその講演やソフト面でのアプローチのところでの補助金というふうなことから、例えば先ほど言いましたようなライトにそういう効

果をつけるとかということについては、対象にならないというふうにはね、思っております。

ただ、あれもいろいろ議論がある中で例えばここはとりわけ危険だからとかいうふうなこととかで、つけられている場所とかがあるそうなんです。青色LEDをずっと見てると、何かちょっと目のほうに悪いとか、ブルーライト症候群とかいうんですか、ああいうのもあって健康的にはどうかというのものもあるそうですけれども、ただちょっとの間やられてる自治体のところで判断してやっているとあると思うので、また研究して行って、ほかの課にも働きかけていってもらえたらというふうにと思っております。これも要望としておきます。

最後、生活保護の住宅補助の関係ですね、ご答弁いただきましたように本当にまだこの制度の変更によって引き受けておられて、もう生活費の持ち出しというふうなことでやられてた方が二百数十人いらっしゃるという実態というのはやっぱり早期に解消していかなければならない課題だというふうにと思っておりますので、先ほど言われたような個別実態しっかりあわせてケースワーカーの皆さんもご苦労かけますけれども、取り組んでいただきたいというふうにと、これも要望としておきます。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、窓口業務委託についてでございます。

まず、窓口業務の委託の範囲でございますけれども、平成28年度、平成29年度は同じ業務範囲でございます。委託を開始しました平成25年度から変更がありましたのは、平成26年度に、パスポートの

発給業務を追加したきり、それ以後は追加はございません。

なぜその当時、プロポーザルをしなかったということでございますけれども、やはりプロポーザルをすれば複数年、3年なり5年ということやっていきますので、その期間を見据えた業務内容でありますとか、業務フロー、業務のマニュアル、5年間の委託の金額とかをやっぱり仕様書等々に、プロポーザルの際に提示しなければならないということでございます。

その当時は、マイナンバー制度が開始されましたら、行政手続で住民票なんか要らなくなると。それから、コンビニ交付を開始しましたら、その当時はマイナンバーカードもどれだけ普及するのかというのがわかりませんでしたので、どれだけカードが普及して、どれだけコンビニ交付が利用されて、3年間なり、5年間なり、プロポーザルをしようとなると、その間にコンビニ交付がどれだけふえるのかということによって、金額とかも大きく3年スパン、5年スパンで考えますと、大きく変わってまいりますので、なかなかその当時は提示できなかったというのがございまして、一旦はこの期間は単年度の随意契約で契約をしたというところでございます。

○増永和起委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、私のほうから答弁申し上げますが、まず最初にさっき市長会等通じての府委託金等についての要望というお話がございました。

平成28年度決算におきましては、国庫支出金あるいは府支出金の構成比が19.0%でございます。その中でいわゆる負担金的な部分、それから補助金的な部分、あるいは委託金という区分けがございまして、その中では特に最近、国のほうからも府の

ほうからもそうなんです、選挙の委託金なんかは、非常にシビアに委託金が通知してまいります。そういう意味では我々はもっと機会あるごとに府なり、あるいは国なりに要望しながら、財源確保には努めていかなければならないというふうに思っております。

それから、先ほどのデイハウスましたの横の空地のことなんです、聞き及んでますところは、あそこのところは一応無償で借りております。旧デイハウスましたのところは有償でございました。無償で借りる条件といたしましては、市が管理をするということで、一応借り受けしております。

デイハウスましたの横のところは広場がございます。当初はそこのでちびっこ広場的な公園ができないものかということで検討されたというふうに聞いております。ただ、地元のほうでの公園管理をお願いしたいということでしたが、地元のほうでは難色を示して、現在空地として宙に浮いたままになっております。

今後、この活用についてはどういう活用ができるのか、再度検討はしていきたいというふうに思っております。

○増永和起委員長 弘委員。

○弘豊委員 はい、わかりました。

そうしましたら、もう最後にしておきますけれども、窓口業務の委託の話ですね、実際その業務量がどれぐらいになるのかみたいなことの見通しの点で、平成27年の夏の時点、秋の時点ではなかなか新たなプロポーザルには見込めなかったというふうなことと、そういうお答えですよ。

ただ、結果としてその業務の量が大きくふえる、大きく減るというふうなそういうことではなかったというふうに捉えてよいのでしょうかね。その次の契約のところ

にかかわってくるから、余りそこを踏み込んで聞くのもどうかというふうにも思いますけれども、とりあえずきょうのやりとりでは今のお話で、最後の答弁は結構です。

基本的にはいろいろ繁忙期でありますとか、業務の量等々の点でただ生じてくるということだとしても、基本の窓口業務の中身自体は変わらないんですから、そんなにも差が開いてくることではないようにも思いますので、また、答えごとに確認させていただきたいというふうに思っております。

それと、デイハウスましたのことですけれども、率直に同じつながった空間の中で正雀川を挟んで吹田市と摂津市とでね、随分と差があるようにというふうに、そういう声が大きいです。そのアスファルトのほうは管理が人手がとられないというのは確かにそうなんだろうと思うんですけれども、公園としての利用ということもあつたのかなというふうには、今になって言っても遅い話かもしれませんが、ちょっと感想として述べておきたいと思えますし、今回決算でこの数字以上でね、建物の建設とあわせてその整備でかかった費用というふうなことで出てきてましたので、聞かせてもらいましたけれども、きょうのところは以上にしておきたいというふうに思います。

以上、終了です。

○増永和起委員長 弘委員の質問が終わりました。

続いて、森西委員。

○森西正委員 それでは、質問をさせていただきたいと思えます。

歳出に関しては決算概要で、歳入に関しては決算書で質問させていただきたいと思えます。

それでは、まず歳出から決算概要からいきたいと思います。

50ページが一番下ですけれども、LED防犯灯等防犯推進事業ですね。

ほかの委員から多くの質問がございましたけれども、課長から答弁で、市民と自治会要望で設置しているというご答弁がございました。4月29日の自治連合会の総会で、書類を自治会長に配付をされて、自治会の要望で設置ということで私は認識しておるんですけれども、市民というお答えがあったんですけれども、その市民とはどういうふうな方なのかをお聞かせいただきたいと思います。

続いて、54ページですけれども、摂津市自治連合会研修会補助事業ですけれども、自治会の加入率が今、下がっております。現状の加入率を教えてくださいというふうに思います。

それと、もし可能でしたら、近々の加入率も教えてくださいと思います。

続いて、54ページですけれども、一般事務事業の町美用ごみ袋自治会配達委託料ですけれども、これは各自治会にですね、町美、つまり、町内美化活動を実施をいただいでて、これ実際、全自治会のうち何%で実施をされてるのかですね、実施をしていない自治会には、配達は現実にはしていないのか、お答えをいただきたいと思います。

続いて、58ページです。

コミュニティセンター事業ですけれども、先ほど来からもですね、多くの方の質問がございまして、コミュニティセンターの稼働率といいますか、使用頻度という質問がございました。

事務報告書ですね、103ページからですけれどもね、コミュニティプラザの稼働率が午前、午後、夜間というふうな形で

出てて、105ページではコミュニティセンターの稼働率が午前、午後、夜間と各部屋毎に出ていてですね、109ページでは、これ正雀市民ルームがですね、貸し室で有無の記載は有料、無料ということですが、でも、部屋ごとの稼働率が出てなくてですね、全体の貸し室の利用状況になってて、フォルテもですね、そのような形で、フォルテは301、303ですから、各部屋毎の稼働率ということになるんですけれども、その点の稼働率が正雀市民ルーム、フォルテのほうが見えませんが、各部屋の稼働率ですね、どうなっているのか教えてくださいと思います。

続いて、64ページです。

市民サービスコーナー事業ですけれども、市民サービスコーナーが廃止になりまして、今、マイナンバーカードでコンビニ交付という形で進められておりますけれども、現在は公民館での交付という形ができてます。公民館での交付ですから、文教上下水道常任委員会のほうになるかもわかりませんが、その点、公民館では何件交付をされてるものなのか教えてくださいと思います。

それと、正雀市民ルームのところに市民サービスコーナーがございました。その後はどういうふうな使い方を考えておられるのか、南摂津の場合は防犯協会に貸されてます。公民館等は例えば公民館の会議室とかですね、事務所に使われているというふうな部分がありますけれども、その点、お考えを教えてくださいと思います。

70ページですけれども、スポーツ推進委員活動事業ですけれども、今現状はどうなっているのかですね、定員が何名で、現状がどうで、欠員状態であるのかですね。校区で例えば何名という定員があって、そ

の点が、かつては体育指導委員の場合はあったと思うんですけれども、どうなっているのか教えていただきたいと思います

続いて、72ページです。

温水プール管理事業ですけれども、先ほど来にも質問がありましたけれども、近年にプールの下を改修されたと思うんです。プール槽のほうは老朽化が解消されたけども、建物全体の、例えば耐用年数というのはどうなのか、教えていただきたいと思います。

続いて、72ページですね、総合体育館建設事業ですけれども、ここで基本構想・基本計画策定支援業務委託料というのが出てます。決算で761万4,000円ですけれども、今総合体育館の建設をどうするかというような話が出てまして、現在の経緯からこの支出をどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、74ページです。

民生児童委員協議会の補助事業ですけれども、これもですね、今の定員が何名で、現状が何名で、欠員が何名の状態になのかを教えていただきたいと思います。

続いて、74ページ、社会福祉法人の指導監査事業です。先ほど来、質問がございました。社会福祉法人桃林会の件は協議会等で説明をいただいたんですけれども、その後ですね、何か変化進展があったのか、お答えをいただけたらと思います。

続いて、74ページの災害時要援護者支援事業ですけれども、これも他の委員が質問をされて、対象者と同意されてる方が1割もいかないような人数であります。同意とる流れというか、アプローチはどうされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続いて、76ページですけれども、生活

困窮者自立支援事業ですね、ここの一時生活支援事業負担金が予算で出てて決算がゼロ円で、そのまま残額で出てるんですが、これ教えていただきたいと思います。

続いて、78ページですね、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業ですけれども、これも他の委員が質問されて答弁があったんですが、独居老人愛の一声訪問事業の乳酸菌飲料の配布というのは週に1回だと。ライフサポーターは月に1回程度だということですね、そのようなご答弁をいただいたんですけれども、それもアプローチがどうなっているのか、現状はどのような形になってるのかですね。

例えば、緊急通報装置が必要な方に緊急通報装置をといたときには具体的にどういうふうな流れでそれを受け入れられるものなのか、教えていただきたいと思います。

78ページです。老人クラブ活動事業ですけれども、これ加入率とですね、それと声がよくあるのが、老人クラブに入っておられる方と、自治会の区域とが一致しないというところがあって、そこで何らかのトラブルがあるということを知っております。事実あるのかですね、その点を教えていただきたいと思います。

続いて、78ページのシルバー人材センター事業ですけれども、かつては高齢者生きがい公社ということで、これ摂津市が全国で初めてつくってですね、これが全国に広がってシルバー人材センターになったわけですよ。まあいうたら摂津市は先がけで全国で最初につくった組織であります。

このシルバー人材センター、当初はですね、当然就労の期間の制限がなくて、それから期間が8年になって、5年になって、

3年というですね、そういう基礎の就労期間が短縮されていると、なかなかと就労につけないという会員もおられるというところで、今就労の待機者というのはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

82ページにいきます。

市立みきの路運営事業ですけれども、みきの路の運営の中にはですね、入所支援、生活介護、短期入所、日中の一時支援等がございますけれども、実際、待機者がいるのかですね、教えていただきたいと思います。

92ページにいきます。

生活保護事業ですけれども、先ほど来からも質問があって、そういうときの具体的ななんは何ってます。市としてですね、生活保護を受けられる方を、極力少なくするというのをやっぱり考えているのが市だと思うんですよ。自立に向けていくということですね。本当に生活ができなくて、収入が得ることができなくてという場合は、生活保護というような形にはなろうかと思えますけれども、この自立支援に向けてですね、どのように考えておられて、極力生活保護を受給されないようにというかね、切るのではなくてですね、自立をして生活保護を受けられないようにしているのかをお聞かせいただきたいと思います。

94ページにいきます。

休日小児急病診療所運営事業ですけれども、この中のですね、休日小児急病診療所管理委託料ですね、予算が約1,100万円あって、決算で約540万円ですね、残額が約600万円というような形です。残額がかなり多いというようなことで、このなぜかということをお聞かせいただきたい

と思います。

あわせて二次診療体制確保負担金ですね、これも残額が出てますけれども、教えていただきたいというふうに思います。

96ページにいきます。

乳幼児健康診査事業ですけれども、4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児を対象した健診ということですが、年齢が上がるほどですね、受診される方が、低くなっていくと思うんです。その点の受診率を教えていただきたいと思えますし、なかなかこの健診で100%の方が来られないですし、そういう方にですね、あとケアをどういうふうな形でとっておられるのかをお聞かせいただきたいと思えます。

98ページです。

飼犬等保護管理事業ですけれどもね、この中で所有者不明猫避妊・去勢手術費用助成金ということで出ております。この中身ですね、平成29年度には新たに拡大をしたということは聞いてますけれども、平成28年度はどういうふうな中身でこのを教えていただきたいと思えます。

100ページにいきたいと思えます。

鳥獣飼養登録等事務事業です。この中で有害鳥獣の捕獲許可及び鳥獣飼養登録等の事務ということですが、今、カラスがゴミをつついたりとかってというようなことで、市民からは多くのカラスをどうかしてほしいというような声があります。

他の行政ではですね、カラスの対策としてですね、さまざまなことがされていると思うんですけれども、例えば鳥獣の動物愛護というようなことからですね、カラスが捕獲できないというようなこともありますが、例えばほかでカラスを捕獲で

きるような条例をつくってたりですね、そういうところがあるのか教えていただきたいというふうに思います。

続いて100ページの、斎場管理事業です。

これは稼働率がどうなっているのかとですね、炉を改修されたと思うんですけれども、改修によって耐用年数は延びたと思うんです。そしたら、外ですよね、建物とか、そういう部分の耐用年数は今どうなのか教えていただきたいと思います。

100ページの葬儀会館管理運営事業ですけれども、これも稼働率ですね、教えていただきたいと思います。

続いて、リサイクルプラザ整備事業ですけれども、102ページですね。

この中でリサイクルプラザの増築工事が行われましたけれども、この増築をした中身と、それと中で障害者の方が作業されているということを伺ったんですけれども、以前はシルバーの方も作業をされてたと思います。シルバーの方もおられて、障害者の方もおられるような状況なのか教えていただきたいと思います。

104ページ、ごみ収集処理事業ですけれども、改めて聞きたいと思います。委託率が約半分だっているというふうに聞いてますけど、現状で委託率は実際何%なのかを教えてください。

それと、委託の考えですね、前からも議会等の質問でありますけれども、改めて委託の率をどうしていくのかをお聞きしたいと思います。

同じく104ページ、ごみ処理施設維持管理事業ですけれども、これも他の委員から質問があって、そのときに、耐用年数を平成53年までですかね、さらに延ばされるという答弁があったというふうに思い

ます。茨木市との広域化を今、摂津市のほうはですね、模索、考えている段階でして、茨木市の計画はその点どうなっているのかですね、延命をしたというふうに伺っていただけますけれども、その点、教えていただきたいと思います。

108ページ、鳥飼なす保存奨励事業ですけれども、この中で摂津市の特産品である鳥飼なすの保存、そして普及ということで書いておられます。実際、普及をしていく場合には、拡大というような形になるんですけれども、そうなってくると、その担い手といいますか、どなたがということになってくると、農業委員とか、農業振興会の会員ということになるかと思うんですけれども、その点がどのような現状になっているのか、そしてまた、普及というのをどういうふうに考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、110ページです。通行量及び購買実態調査事業ですけれども、先ほども他の委員からも質問がありました。商店街、商店会や商工会に情報提供しているというご答弁があったんですけれども、そしたら、庁内の中で、例えばまちづくりとかの施策に、そういうふうな部分というのは、市やから、冊子をつくってこれやとっていうふうなことでしょうけれども、実際には施策に反映されているものなのかをお聞かせいただきたいと思います。

続いて、企業立地等促進事業ですけれども、これも他の委員からの質問で、中小企業の事業所が奨励を受けやすいように、基準を緩和したというふうに伺っております。

そうしますと、中小企業対策としては緩和をしたということですが、そしたら、中小企業もですけども、摂津市に大企

業やその本社に来ていただくような、そういうふうな考えはないのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、112ページ、消費生活相談ルーム事業ですけれども、昨今、還付金詐欺とか特殊詐欺というような犯罪が横行しておりまして、そういうふうな消費生活相談ルームに相談とかがないのか、そして、あった場合には、それはどういうふうな形で対応されてるのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、歳入、決算書のほうに行きたいと思います。

36ページ、37ページですけれども、生活保護費等負担金ですけれども、22億883万8,073円ですかね。平成28年度は、28億8,336万9,333円の4分の3プラスの4,631万1,073円で計算をされてるんです。それが、平成27年度は、国庫負担対象額の4分の3ってなってるんですけれども、この計算が違う部分を教えていただきたいと思います。

同じく36ページの生活保護受給者就労支援事業負担金も、455万8,920円ですね、これも、平成27年度は国庫負担対象額の4分の3ですけれども、これが607万8,560円掛けるの4分の3ですけれども、これが同じ意味なのかどうか教えていただきたいと思います。

38ページですけれども、更生医療費負担金、5,325万9,325円ですか、これが平成28年度が8,930万円掛ける2分の1プラス1,721万8,650円掛ける2分の1で計算されてるんです。

平成27年度は、7,360万円の掛ける2分の1というような計算で、この違いを教えていただきたいと思います。

同じく、この38ページの療養介護医療費負担金です。この部分も、平成28年度の計算が平成27年度と違ってます。この点を教えていただきたいと思います。

38ページ、39ページ、文化振興費補助金です。これが、決算書に出てるのが、予算現額がゼロ円で、調定額がゼロ円で、収入済額がゼロ円で、不納欠損額がゼロ円で、収入未済額がゼロ円って出てるんです。全部ゼロ円で、なぜ載ってるかというか、それを教えていただきたいと思います。

同じく38ページの生活困窮者自立支援事業の補助金222万6,000円ですけれども、これも、平成28年度と平成27年度で計算方法が違います。教えていただきたいと思います。

42ページに行きます。生活保護費負担金ですね。5,406万5,418円、これは、府支出金ですから、国費と計算が違うかもわからないですけれども、その点の違いも教えていただきたいと思います。

同じく42ページの更生医療費負担金ですね。これも国費と一緒に計算なのか教えていただきたいと思います。

52ページですけれども、奨学資金貸付金元金収入ですけれども、収入未済額が1,103万6,400円出ております。この奨学金自身の給付型奨学金と、これは返済というふうなことになるんでしょうけれども、その点が現状どうなってるのか教えていただきたいと思います。

56ページです。資源ごみ売却収入ですね。先ほど来からも質問がございましたけれども、よく声があるのが、アルミ缶の持ち去り等というのがあります。これは、いわゆるごみステーションのかごの中にアルミ缶を入れた段階でごみという定義なのか、これ、資源ごみの売却が摂津市にとっ

ては、そのまま回収をされて、今度は売却をすると、いうたら売却収入というのがふえるわけですね。その点の考えを教えてくださいとさせていただきます。

ごみステーションに入れられるときの、お答えがいただけたらありがたいんですけども、ごみステーションのケースの中にアルミ缶を入れたという数量がわかれば、どの程度入れられて、要するに、持ち去られてるのがどの程度の数量なのかというのが想定できたら、教えてくださいとさせていただきます。

それと、資源ごみのさまざまな売却益があると思うんですけども、その分類ですね。何が何ぼの収入があるのか教えてくださいとさせていただきます。

58ページのほうに行きます。正雀川地下道上部空間維持管理負担金ですけども、中身はお聞きをしました。これは、平成28年度の決算に出てますけども、ここだけの収入なのかを教えてくださいとさせていただきます。

あわせて、その下の社会福祉協議会地域福祉活動拠点整備負担金ですね、1,597万8,000円、これも、平成28年度だけのものなのかを教えてくださいとさせていただきます。

以上です。

○増永和起委員長 それでは、答弁を求めます。

丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、自治振興課にかかわりますご質問についてご答弁させていただきます。

まず1点目、LED防犯灯の設置要望についてのお問いにお答えさせていただきます。

具体的な要望につきましては、先ほど森

西委員がおっしゃられましたように、自治会におかれましては、摂津市自治連合会総会時に市内の全自治会長の皆様に防犯灯新規設置、照度アップの申請についてということで、通知文をお渡しさせていただき、各自治会や町会内において、必要と思われる箇所を取りまとめていただき、設置要望をいただいているところでございます。

また、市民の方々につきましても、ご意見やご要望をお聞きしており、これもあわせて設置要望として取り扱っているところでございます。

市民の方々とは、ということがあったんですけども、市民の方は、自治会のように通知文等は出しておりませんが、例えば、お声の中には、夜暗いとかいうことであれば、防犯灯の設置要望という形で取り扱わせていただいているところでございます。

2点目、自治会の加入率ということでございます。これ、最新が平成29年4月1日の加入率になりますけども、57.8%ということになってございます。

続きまして、町美用ごみ袋の配布等についてのご質問にご答弁させていただきます。

町美用のごみ袋の配布状況といたしましては、平成28年度、地域環境美化活動を実施される市内の86の自治会、ですから、78.1%の自治会に対して配布を行っております。

なお、ご依頼をいただいた自治会のみにごみ袋を配布させていただいております。

○増永和起委員長 船寺課長。

○船寺市民活動支援課長 市民活動支援課にかかわるご質問にお答えさせていただきます。

質問の3点目になりますが、施設の利用状況に関しまして、コミュニティプラザと

コミュニティセンターと、正雀市民ルーム、また、フォルテの利用率、利用状況の数字の記載の仕方が違うので比較しにくいというご指摘でございます。

正雀市民ルームとフォルテ301、303につきましては、平成28年度から市民活動支援課の所管になりまして、平成27年度までは別の課が所管しておりました。事務報告書をつくる時に、前年度との比較も必要だろうということで、前年度と同じような形で正雀市民ルーム、フォルテ301、303については記載させてもらっております。

確かに、おっしゃるとおり、同じ課で統計の出し方が違うというご指摘はごもつともでございます。次年度の事務報告書の作成については、同じような形、比較しやすいような形で提出させていただきたいと思っております。

なお、数値等については、同じような形で資料はとってはおりますが、すぐに提出することができませんので、必要であれば、後刻提出させていただきます。

続きまして、市民サービスコーナーの跡の利用についてでございます。

千里丘サービスコーナーと正雀市民ルームの市民サービスコーナーについて、今年度から市民活動支援課で所管することになっております。それぞれの施設についてどのような利用が適切であるのかというのを現在考え、活用について検討しております。

ただ、どちらの施設についても、今ある施設につながってるという施設があったりとか、同じ建物の中にある施設ということで、その全体の建物の活用の状況を踏まえて利用を現在検討しております。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 市民課に係りますご質問にお答え申し上げます。

まず、市民サービスコーナー廃止に伴います激変緩和措置として、本年度から公共施設6か所で実施しております証明書の取り次ぎサービスの利用状況でございますが、取り次ぎ施設、これは、安威川公民館、千里丘公民館、新鳥飼公民館、味生公民館、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンターの6か所でございますけれども、この6か所全体の利用件数が、4月が22件、5月が40件、6月が32件、7月が27件、8月が21件、9月が33件、10月が21件となっております。

続きまして、斎場の稼働率ということでございます。斎場につきましては、火葬炉3基がございまして、ローテーションで1日5枠の火葬枠を設定しております。

平成28年度につきましては、火葬件数が年間812件ございまして、年間364日業務を行っておりますので、1日当たり約2.2件ということになっております。枠での稼働率としましては、約44%ということになっております。

続きまして、斎場の建物自体の耐用年数ということでございますけれども、詳しくは把握しておりませんが、平成22年度と平成23年度に火葬炉の更新工事を行っております。その際に、建物の耐震補強工事も行っておりますので、当面の間は大丈夫というか、もつものと思っております。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、森西委員の文化スポーツ課に係りますご質問にお答え申し上げます。

まず、スポーツ推進委員の委嘱の件につきましてですが、定員、現状の人数、欠員

と校区別の部分についてというお問い合わせでございました。

スポーツ推進委員、以前は体育指導委員というお名前で、スポーツ基本法が平成23年7月に施行されたということによりまして、スポーツ推進委員という名称に変更になりましたけれども、定員のほうは明文化された規定はないんですけれども、一応、旧12小学校区、5中学校区でそれぞれ2名ずつといった計算で、定数は34名以内ということになっております。

現状ということですが、平成28年度につきましては、30名の方を委嘱しております。また、平成29年4月に2名を改めて委嘱しております、現在は32名の方がスポーツ推進委員となっております。

欠員ということですが、34人以内の定数ということですので、あと2名、なっていたらいいというような形でございます。

校区別で申し上げますと、大体、どこの校区、中学校別で見ますと、大体皆さん、均等な形でスポーツ推進委員を委嘱しているような形となっております。

次に、温水プールにつきまして、耐用年数というお問い合わせがあったかと思えます。温水プール自体、昭和57年4月にオープンということですので、もう既に30年以上経過しております、老朽化している部分につきましては、プール槽の部分も含めて軽微な部分でありますとか、改修はその都度行っておるところでございます。

先ほど、弘委員のご質問のときにもお話しさせていただきましたが、平成29年3月に摂津市の公共施設等総合管理計画というのが策定されております、その中では、温水プールに関しましては、耐用年数

は34年とされておりますが、これも更新等、修繕を重ねて、長寿命化の方向で考えていきたいと思っております。

次に、総合体育館の基本構想・基本計画策定支援業務委託料の支出のことについてお問い合わせがございました。現状、この総合体育館の計画につきましては、基本計画案を審議会から答申いただいたという状況で、その答申をいただいた後、影響が出るであろうと思われる屋外競技団体にスポーツ広場にかわる代替策というところについてご意見をいただいて、ご理解いただけるようにということで行っているところですが、支出につきましては、この基本計画案自体は、総合体育館自体の建設はまだ取りかかれてはおりませんけれども、これから行っていくに当たりまして、必要な資料ということがございますので、支出について特に問題はないと考えております。

また、歳入のところでございます。決算書の38ページの文化振興費補助金のところでございますが、これにつきましては、旧味舌スポーツセンターの耐震工事に係ります社会資本整備総合交付金の内容でございますが、こちらにつきましては、平成28年の第3回定例会の一般会計第3号補正によって減額をいたしておりますので、収入済額のほうはないという形ですが、どうしても決算書の作成の関係で、この部分は全部ゼロ円が出てしまうということをお聞きしておりますので、そういうことでゼロ円が上がっているという状況でございます。

○増永和起委員長 答弁される場合ですね、ページ数、あるいは質問番号を言っていただけますようにご協力をお願いします。

有場課長。

○有場保健福祉課長 保健福祉課にかかわりますご質問にお答えいたします。

まず、決算概要74ページでございます。民生児童委員の欠員の状況等についてでございます。民生児童委員につきましては、昨年の一斉改選におきまして、多くの欠員が生じている状況でございます。定員145名に対して、現時点では131名、14名の欠員となっております。

続きまして、同じく決算概要74ページ、社会福祉法人桃林会の件でございます。桃林会の不正問題につきましては、平成29年6月30日に最終、10回目の随時監査を行っております。

この監査におきまして、改正社会福祉法に基づく新体制のもとで、理事会や評議員会が開催されるなど、理事長に対するけん制機能を備えた適正なガバナンスが構築されたことを確認しまして、法人としての対応策は一定達成されたものと判断しており、以降、法人に問題が発生した場合に行う随時指導監査から通常の指導監査であります一般監査に切りかえて状況を見守ってまいりたいと考えております。

現時点では、前回の監査からまだ日も浅い状況でございますので、状況の変化等は特にはございませんが、当該法人につきましては、改善状況の確認のために通常よりは短いスパンでの監査を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、同じく決算概要74ページ、災害時要援護者支援事業について、災害時要援護者の同意を得るまでの流れというご質問かと思います。

災害時要援護者名簿につきましては、保健福祉部で管理しております高齢者、障害者、介護認定受給者等の名簿をもとに作成

しており、同意要援護者として登録していただく流れにつきましては、まず、高齢者の方には、民生委員がひとり暮らし高齢者宅の訪問時にお声かけをいただき、登録を進めております。

障害者の方につきましては、障害者手帳作成の新規の方に、窓口でハンドブックを使い説明をし、そのまま登録の手続をされる場合が多いということでございます。障害者手帳に関して、新規でない方につきましては、制度発足時に一斉に資料送付を行いますとともに、市内の障害者団体への説明等を実施し、周知を図ってまいりました。

続きまして、決算概要94ページ、休日小児急病診療所運営事業についてでございます。この部分につきましては、まず休日小児急病診療所管理委託料の執行率が低いというご指摘でございます。

休日小児急病診療所運営事業の残額については、当該事業のうち、休日小児急病診療所の指定管理者、これは、一般財団法人保健センターに支払う委託料につきましては、執行率がこの平成28年度は47.2%ということになっております。

これにつきましては、先日の委員会でも答弁させていただきました保健センターにかかわる指定管理料と同様、指定管理料をもって診療所の運営費に充てまして、人件費や医薬材料費等を支出して、後日に診療報酬等が収益として入ることから、診療件数の増加等による収益が増加した場合は、執行率がどうしても低下してしまうという状況でございますので、一定、やむを得ないことと考えております。

続きまして、同じ事業の中で、二次診療体制確保負担金の執行率でございますが、これにつきましては、三島二次医療圏における二次救急医療体制の確保を目的とし

て設置される病院群輪番制病院が当番日において病院運営に要した費用に対して負担するもので、年度末に実績を勘案し請求されるものでございます。

費用の内訳としましては、輪番制の体制、小児科救急の運営、設備整備費用が対象でございます。これにつきまして、主に三島二次医療圏の各市町の人口の案分により算出されるものでございます。

これにつきまして、予算計上の際は、一定、患者数が増加しても対応できるようにということで要求しております、平成28年度の余剰額につきましては、患者は平年どおりであったということで、各病院から請求された額が想定より少なかったということでございます。

続きまして、決算書59ページでございます。正雀川地下道上部空間維持管理負担金につきましては、先ほどご答弁させていただきました府からの補助金で、社会福祉協議会地域福祉活動拠点整備負担金につきましては、社会福祉協議会からの負担金でございます。これは、いずれも平成28年度限りで終了となります。

○増永和起委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、保健福祉課に係りますご質問1点についてお答えさせていただきます。

乳幼児健診の受診率についてでございます。平成28年度の乳幼児健診の受診率については、4か月児健診は98.1%、1歳6か月児健診は96.2%、3歳6か月児健診は91.5%となっており、年齢が上がるとともに、やはり受診率は下がる傾向がございます。

健診につきましては、対象児には個別に案内をお送りするとともに、当該月に未受診の方に対しましては、翌月の健診案内も

実施するなど、できるだけ健診を受診いただけるように取り組みをしております。

また、未受診児に対するケアについてでございますが、地区担当の保健師のほうから未受診の子どもについては、電話や家庭訪問などで状況を把握させていただいたり、あるいは、保育所等に通所されている子どもの場合には、保護者の方と連絡をとらせていただき状況把握をさせていただいて対応をさせていただいております。

また、保護者からのご心配やご相談につきましては、随時、保健師が対応をさせていただいている状況でございます。

○増永和起委員長 大西課長。

○大西生活支援課長 それでは、生活支援課に係ります歳入歳出のご質問についてご答弁をさせていただきます。

まず、歳出のほうでございます。決算概要76ページ、生活困窮者自立支援事業でございます。一時生活支援事業につきましては、住居を持たないホームレスの方には一定期間、住居としてビジネスホテルなどの宿泊施設を提供する事業となっております。

本負担金につきましては、ビジネスホテルなどの宿泊施設を提供した際に発生する費用となっております、平成28年度につきましては、実績がゼロとなったため、執行はしておりません。

なお、本市においても、ホームレスの方からの相談はございますが、その多くが体調・健康面でのものとなっております。この場合、大阪府社会福祉協議会と連携し、まずは病院に検査入院することが多くなっておりますので、ビジネスホテルなどの宿泊施設ではなく、医療機関へとつなげる支援を行っております。

次に、決算概要92ページ、生活保護事

業でございます。自立支援に向けた具体的な内容でございますが、大きく2点ございます。

まず、1点目についてでございますが、各種年金、失業・傷病手当などの他法他施策の活用に向けての各ケースワーカーからの支援となります。

2点目につきましては、就労支援でございます。就労支援の内容といたしましては、ハローワークのコーディネーターと当課就労支援員が連携して、就職希望先への面接日時の設定であったり、面接会場までの同行、履歴書の添削及び面接対策などの就労支援を行っております。

なお、平成28年度につきましては、90名の方に就労支援を行い、55名の方が新たに就労を開始されており、また、条件のよい勤務先に転職をされております。

続きまして、歳入でございます。

決算書36ページ、42ページの生活保護等負担金についてでございます。生活保護等負担金につきましては、国庫分と府費分となっており、それぞれ平成27年度までは、現年分の所要見込み額と過年度分の負担金対象額を加えたものに、国庫は4分の3、府費は4分の1を乗じた計算式として記載をしておりました。

平成28年度からは、現年分と過年度分を別々に記載をし、現年度分は所要見込み対象額に国庫は4分の3、府費は4分の1を乗じたものに、過年度分は、負担金対象額ではなく、負担金不足額として記載をさせていただきます。

なお、計算式の記載方法は、平成27年度と平成28年度で違いはございますが、計算の考え方につきましては、前年度との変更はございません。

また、生活保護受給者就労支援事業負担

金につきましては、平成27年度は国庫負担対象額と名称記載をさせていただいておりましたが、平成28年度については、具体的な数字を記載をしておりますので、こちらについても変更は特になしでございます。

続きまして、40ページの生活保護適正実施推進補助事業につきましては、国からの通知で、平成28年度から研修旅費の補助対象項目が変更となったため、39ページでございます生活困窮者自立支援事業補助金での計上となったため変更となっております。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは、高齢介護課に係ります3点のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、1点目のひとり暮らし高齢者等安全対策事業に関しまして、愛の一声訪問は週1回、ライフサポーターで月1、2回と、どのようなアプローチで現状はどうかということでございますが、まず、基本的に、ひとり暮らしの高齢者の事業に関しましては、地域を見守っていただいている民生委員の方からひとり暮らし高齢者の、ひとり暮らし登録というのをさせていただいております。

平成28年度でしたら、この登録を1,456名の方がしていただいております。その登録時に緊急搬送等の医療情報を記載する緊急医療情報キットなどを配布させていただいております。

このひとり暮らし登録をもとに、ライフサポーターの方が、その方の状態に応じて訪問を個別にさせていただいております。

また、その中で、週1回訪問、安否確認等が必要な方の場合、愛の一声訪問などをさせていただいております。

愛の一声訪問に関しましては、平成28年度でしたら、月平均で216名の方がご利用いただいております。

続きまして、緊急通報装置に関しましては、見守りという部分が非常に重い方ということでございまして、家庭での事故や病気のときのために緊急に対応していただくものでございまして、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方で、重篤な疾患をお持ちの方ということが基本的な対象になっております。

ただ、ご家族がおられる場合でも、昼間独居の方もおられますので、その方も対象にさせていただいております。

緊急通報装置のご相談の場合は、こういう、やはりひとり暮らしの方が対象になる場合が多いでございますので、ライフサポーターの方や民生委員の方、場合によってはご家族等からご相談に市役所のほうに来ていただいて、決定させていただいております。

2点目といたしまして、老人クラブの加入率はどのくらいかということと、自治会との地域の関係ということでございますが、平成28年度現在で、摂津市の老人クラブ連合会の会員の方は2,883名で、55クラブという状況でございます。

60歳以上の高齢者の老人クラブの方との会員数の割合は、11.2%ということでございまして、減少傾向かなという状況でございます。

あと、平成28年度で、自治会が110あるということで、クラブは55ですので、地域的にはやはり重なってない部分が非常に多い状況ということで、必ずしも自治会とクラブが一緒というような状況ではないという現状でございます。

3点目といたしまして、シルバー人材セ

ンターで平成28年度の待機者の状況ということでございますが、平成28年度の会員数は982名で、就業者数837名、85.2%と報告いただいておりますので、待機者と考えられますのは145名で、14.8%の方という現状でございます。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 それでは、障害福祉課にかかわりますご質問にご答弁させていただきます。

まず、決算概要82ページ、市立みきの路運営事業のそれぞれの事業での待機があるのかどうかですけれども、森西委員のお話の中にもありましたように、みきの路では、施設入所支援、短期入所、生活介護、日中一時支援の四つの事業を行っております。

待機の状況につきましては、施設入所では、現在、摂津市内に居住の方では10名程度、摂津市外の方を含めると80名程度の方が入所を待っておられる状況でございます。

それから、短期入所につきましては、これは、その日その日の利用のため、待機人数は把握しておりませんが、希望どおりの利用ができていない方がいるということは認識をいたしております。

続きまして、歳入ですけれども、決算書38ページ及び42ページの更生医療費負担金、療養介護医療費負担金の備考欄の記載の方法の違いですけれども、国費、府費、また、それぞれの負担金によりまして、申請方法が若干異なる場所がありますが、基本的には年度途中で決算見込み額での申請を行い、それに基づき負担金の歳入を受けるものであります。

その後、翌年度におきまして、実績報告を行いまして、決算見込み額より実績額が

多かった場合には、翌年度に追加の歳入を受ける実績額が少なかった場合には、翌年度に返還を行うものとなっております。

備考欄におきまして、金額掛ける2分の1、もしくは4分の1プラス金額掛ける2分の1もしくは4分の1と記載している部分につきましては、前年度分の追加の歳入を受けているものでありまして、金額掛ける2分の1もしくは4分の1の記載にとどまっている部分につきましては、前年度分については返還を行っているというものでございまして、記載の考え方に変更があったものではございません。

○増永和起委員長 飯野課長。

○飯野環境政策課長 それでは、環境政策課にかかわります2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目、決算概要の98ページ、飼犬等保護管理事業で、所有者不明猫避妊・去勢手術助成制度についてでございます。

こちらの制度は、市内に生息する所有者不明猫、いわゆる野良猫に対しまして避妊・去勢手術を行った方に1件当たり5,000円を助成するものでございます。

野良猫への避妊・去勢手術を実施することで、即効性はございませんが、将来的な個体数の抑制につなげ、野良猫被害の減少を目指しております。

続きまして2点目、100ページ、鳥獣飼養登録等事務事業で、カラスの捕獲についてのご質問でございます。

カラスの捕獲につきましては、例えば東京都のように、鳥獣保護管理法による有害鳥獣駆除の捕獲許可を取得して、大規模なわなを設置し、捕獲を行っているといったような自治体が存在することは把握しておりますが、カラスの捕獲について条例化をしている自治体があるかどうかという

ことにつきましては、申しわけございませんが、把握をしておりません。

○増永和起委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは、環境業務課に係ります質問にご答弁させていただきます。

まず、決算概要、102ページのリサイクルプラザ増築工事の内容でございます。

リサイクルプラザの増築工事につきましては、休憩室といたしておりました仮設のプレハブ建屋の老朽化が激しくなったことから、リサイクルプラザ内で資源ごみの選別作業を行っておられるシルバー人材センターの会員、ひびきはばたき園の利用者の方々の休憩室といたしまして、休憩室スペースが83.29平米、倉庫スペース71.59平米、駐輪場4.89平米で建設したものです。

今回のこの休憩室を使っておられるシルバー人材センターの会員、ひびきはばたき園の利用者の方々、いずれもリサイクルプラザ内で資源ごみの分別作業を行っていただいております。

続きまして、決算概要の104ページ、ごみ収集処理事業の委託率でございます。現在、委託率ですが、直営が33.5%、66.5%が委託となっております。

委託についての考え方ではございますが、現業職が現在、退職不補充という形になっておりますこと、それに、これまで行政が担ってきました業務につきまして、民間でできることは民間に経費面、サービス面とも効率的・効果的であると判断される場合には、業務を委託していております。

今後、著しく職員の関与が薄れる場合、また、効率性、効果などが低下する場合には、業務のあり方、特性を踏まえて今後の検討をしてみたいと考えております。

続きまして、歳入のほうでございます。決算書56ページ、資源ごみ売却収入でございます。

まず、資源ごみの抜き取り、アルミ缶の抜き取りにつきましてでございます。これにつきましては、近隣各市とも頭を悩ませているような状況でございます。我々といたしましても、情報交換等を行っております。

自治体の中には、持ち去りの禁止条例を制定している自治体もございますが、資源ごみの所有権等々につきまして不明確なところもありまして、効果が薄いという話も聞いております。

本市といたしましては、持ち去り禁止の看板を日本語を含む多国語で作成いたしまして設置したり、市職員のパトロール等も行っております。そのほか、市民の方々から相談がありました場合には、自治会や子ども会、老人会等が行っている集団回収のほうを利用していただくというのも一つの方法であるかと考えておりますので、そちらのほうをご案内させていただいております。

なお、資源かごに入れられているアルミ缶の総量、また抜き取り量というものについては、我々のほうでは把握はしていません。

それと、資源ごみの売却金額でございます。無色の瓶が12万7,615円、茶色の瓶で5万5,304円、アルミ缶で39万7,950円、スチール缶36万9,920円、スチールがら10万5,380円、新聞45万6,000円、雑誌52万4,975円、段ボール137万8,800円、古着が22万2,600円、紙パックで6万2,645円、模造紙5万1,040円。それと、シュレッダーごみが10万3,0

20円、ペットボトル、これは、独自ルートでございますが、これが401万9,412円、それと食品トレイ、これが6万3,564円、売却に係ります消費税が29万3,776円、それと小型家電3,523円、締めて823万5,524円となっております。

○増永和起委員長 鈴木部参事。

○鈴木環境部参事 それでは、環境センターに係ります決算概要104ページ、ごみ処理施設維持管理事業に係ります2点のご質問にお答えいたします。

1点目、焼却炉の耐用年数を延ばす取り組みを進めているのかにつきましては、環境センターは平成40年度に耐用年数を迎えることから、さらに10年は施設を延長して使用できないか、できるとすれば、その見込み経費を把握するために、焼却施設精密機能検査を平成28年度に実施いたしました。

調査結果は、本市が進めるごみ処理の広域化や広域化の時期等の判断に活用していく考えであり、本市の焼却場の延命化を決定したものではありません。

2点目、茨木市の焼却場の計画につきましては、平成27年6月より本市と茨木市でごみ処理広域化連絡調整会議を設置し、同時期に耐用年数を迎える焼却場を広域事業として両市で茨木市の環境衛生センターにて施設を更新し、ごみの焼却を進める協議を行ってまいりました。

そして、平成28年11月に茨木市より、更新の方式から現在の施設を長寿命化した施設にて本市との広域化を検討する連絡がありました。長寿命化の最大の理由としましては、更新よりコストが下がると聞いております。

本市といたしましては、茨木市の施設で

あることから、茨木市の一般廃棄物処理実施計画に基づく行動であり、広域方法でごみ処理を行う点に変更がないことから、現在も引き続き協議を進めております。

○増永和起委員長 辻局長。

○辻農業委員会事務局長 それでは、産業振興課に係りますご質問のうち、農業に係る部分、それから、農業委員会に係る部分の2点のご質問にお答えいたします。

まず、農業振興会の会員、そして、農業委員会の委員の状況についてでございます。現在、農業振興会の会員につきましては、34人おられ、新規加入もいただきながら、順調に会員数を維持しております。

市が農業振興会に委託しております鳥飼なすの栽培も、春に植えつけを行い、その後、今の時期に至るまで、来る日も来る日も早朝より保存畑で精力的にさまざまな作業を行っていただいております。本日も、明日の農業祭の準備に朝早くから取りかかっているような状況でございます。

ただ、会員の高齢化は今後の農業振興会に各種の活動を行っていただく上で大きな課題であると認識しております。今後も活発な活動を持続可能なものとできますよう、十分な支援を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、農業委員会の委員についてであります。農業委員会の委員は、任期が3年でございます。本年の7月20日より新委員の体制のもと、順調にスタートしております。

従前の委員の選出方法は、公選制に基づくものでございましたけれども、現在は、法改正によりまして、地域の農業者や農業関係団体等に候補者の推薦を求めると同時に、あわせて公募も行う方向に改められ

ております。

推薦をいただく際には、各団体でそれぞれの事情を勘案し、候補者の選定について十分な検討をされた上で推薦をいただいている状況でございます。なり手不足といったような状況は、今のところ発生してございません。

ただ、農業団体からの推薦におきましては、年々、農業者そのものが減っていく状況を考えますと、団体からの推薦も徐々にいただきにくくなる状況が訪れようとしていることは確かであると考えております。

いずれにいたしましても、農業委員会を安定して運営していくためには、委員候補者の確保に今後とも全力で取り組んでいく所存でございます。

それからもう1点、鳥飼なすの普及についてでございます。摂津市が江戸時代から脈々と独自のブランドとして大切に守り続けてまいりました鳥飼発祥の伝統野菜であります鳥飼なすを何とか郷土の誇りとしてもっと広く知っていただきたいという思いは、我々も全く同じでございます。

市内向けの取り組みといたしましては、苗の販売や配布、それから、学校などへの植えつけ指導、そして、学校給食用の食材提供、そして、老人福祉施設への食材提供、農業者や農業祭来場者への漬物の販売など、さまざまな取り組みを行っておりますが、そのどれもが栽培農家の増加につながるものにはなり得ておりません。

ただ、市内の農家の中には、近年、新たに鳥飼なすの栽培を行い、他市ではありますが、地産地消型の店舗へ提供し始めたといった精力的な取り組みを始められた事例もございます。

そして、鳥飼なすは、大阪府内で現在1

8品目しか認証を受けていないなにわの伝統野菜の一つとして、大阪府と連携しながらその保存奨励にも取り組んでいるところでございます。

なかなか全国的な認知度、そしてニーズといったものを一気に押し上げるような取り組みというのは、とても難しいですし、それに対応できる供給体制も十分とはいえない状況ではありますが、一步ずつ、そして地道に着実に前進していくことが大事ではないのかと考えているところでございます。

○増永和起委員長 池上部参事。

○池上市民生活部参事 それでは、産業振興課に係ります残り3点のご質問にお答えさせていただきます。

まず、110ページ、通行量等の実態調査の件でございますけれども、この調査結果について、市内では共有しているのかということでございますけれども、市内で関係するであろう課に対しては配布をしておりますけれども、まとまった報告会でありますとか、今後の活用について話し合う等の機会等は持っておらないというのが現状でございます。

続きまして、110ページ、企業立地等促進事業の件でございますけれども、大企業を呼び込む考えはということでございますが、本市の企業立地等促進制度につきましては、特に大規模な企業のみを想定したのではなく、中小も含めました多種多様な企業に新たに立地していただけるように、また、摂津市で事業拡大や新たな設備投資の促進が図れることを目的としまして、制度化しておるものでございます。

新たに大企業を誘致ということになりましても、まとまった事業用地を確保すること等は困難でございます、なかなか会

社そのものを呼んでくるというのは難しい面がございます。

大企業には、他市への流出を防ぐこと、また、他市にある関連事業所を摂津市に移転して、摂津市で事業を拡大、また継続していただければ、制度の趣旨にもかなったものでありまして、また、摂津市の産業の活性化にもつながるものと考えております。

続きまして、112ページ、消費生活相談の件でございます。還付詐欺等の特殊詐欺の消費生活相談ルームへの相談件数、またその対応はということでございますけれども、まず、特殊詐欺としまして、これの定義としましては、不特定の人に対して対面することなく電話やファクス、メールを使って行う詐欺のことということになっております。

振り込め詐欺、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺等に加えまして、金融商品等取引名目の詐欺でありますとか、ギャンブル必勝法情報提供名目の詐欺、異性との交際あっせん名目の詐欺、それ以外の詐欺と、8種類の総称となっております。

そこで、平成28年度に消費生活相談ルームに寄せられた相談の総件数につきましては、569件で、昨年の530件より39件増加しており、これが消費生活相談ルームの昨年度の相談の状況でございます。

そのうち、特殊詐欺に分類される事案のうち、還付詐欺に係る相談は9件ございました。それも、被害にあう前の相談や情報提供ということになっております。しかし、架空請求、不当請求に関する相談につきましては107件ございました。

相談があった場合の対応ですけれども、

専門知識を有します相談員が親身になってそれぞれのケースに合った対応策等について丁寧にお伝えするなど、解決に向けた支援を行っているところでございます。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 先ほど答弁漏れがございました。先ほど、斎場の稼働率は申し上げましたが、葬儀会館の稼働率が漏れておりました。

葬儀会館の平成28年度の利用件数が年間273件でございます。1日2件の葬儀が可能とすれば、稼働率は約38%となっております。

○増永和起委員長 それでは、暫時休憩します。

(午後2時55分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○増永和起委員長 それでは再開します。  
森西委員。

○森西正委員 それでは2回目、質問させていただきます。

LEDも含めてですけれども、町美も含めてですけれども、LEDは今、自治会のほうが多く要望しているということですが、町美も自治会が運営をされていて、そうすると自治会の加入が57.8%だということで約58%、これが平成20年度では約68%ということで、この8年間で約10%加入率が減っているわけですね。

それで、私も自治会長していますから、57%ということであれば、もうすぐ50%ということですね。それで今までは、自治会に加入している人がもう大多数ですから、自治会に加入されていない人が少数であったわけですよ。これから例えば50%を切ってきたら、自治会加入の人が少数になるわけですよ。それまでは大多数

であったから、自治会に入っていない人に対して、一般的には自治会に入っている人のほうが多いんだというふうなことが言えるのが、今度は言えなくなるわけですね。

自治会に入る人が少数になるわけだから、例えば自治会に入ってください、これしてくださいなんて言っても、結局少数の人間が言うことになるわけですから、そういうことになってくると自治会の加入ということ自身が減ってきてとか、恐らくそうしたら50%を切ったらもう急速的に40%、30%になるかもわからない、というような危惧をするわけですね。

それでそういうふうなところを危惧をするんですけれども、市として以前からこの加入率の減少を、議論はされていますけれども、改めて聞きますけれども、その点をどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

それでコミュニティセンター事業の件ですけれども、改めて聞きます。具体的にもう少し稼働率を教えていただきたいというふうに思いますので、改めて、先ほど事務報告で件数でしか載っていないところの稼働率を教えていただきたいと思います。

市民サービスコーナーの件は結構です。

スポーツ推進委員の件も、これも今、全体的に組織でいうと、自治会もそうですし、老人クラブもそうですし、こども会もそうですし、全て任意で加入をするものに対してはやはり加入率が減っていますので、定数が34名以下ということでありますと、定数ということを見るとそれ以下ということで定数内ということになりますから、減らないように努力をいただきたいと思います。

温水プールもまだ耐用年数が大丈夫だということでご理解させていただきました。

総合体育館ですけれども、問題はないということでありますけれども、これは今後、例えば総合体育館がスポーツ広場で開設をされて、ということであればこの費用というのは支出という部分に関しては問題なかったということになろうかというふうに思います。

それがもし、総合体育館の建設自身が行われないというようなことであったり、その期間がもうかなり先の期間にということになってくると、この費用というのは無駄というふうなことにやはりなってくると思うんですね。

そういうふうにならないようにというよりも、今の屋外のスポーツ施設の屋外スポーツをどうするかというところが、ここがもう危惧するところですから、私も議会等でも質問をさせていただきましたけれども、今の鳥飼体育館のところとかというような、そういう部分も質問させていただきました。

やはり上に建物が立っているとなかなか難しい部分がありますから、今、上に建物が建っていないところを考えると、例えば淀川の河川敷というような部分とか、市内でも建物が立っていないところというような考えがありますけれども、余り淀川の河川敷というのは使われていなかったりという部分とか、かつて摂津市がそこを管理をしていたという部分がありますので、その淀川の河川敷というところをどういうふうに考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

民生委員の件です。145名の定員で131名で欠員が14名ということで、これ

も先ほどスポーツ推進委員もそうですし、自治会の件もそうですけれども、なかなか定員までいかないというか、なかなか人が集まらないというふうなところですが、それをまずどういうふうにしていくか、一生懸命努力はされていると思います。

定員確保のためにどうするのかと、それと社会が今なかなかそういうふうな、民生委員をしたいというようなことにならないというか、仕事が多くありますから、その辺をどう考えているのかというところで、それとちょっと話が変わりますけれども、民生委員の仕事でも、こういうことがあったんです。

あるひとり暮らしの高齢者の方が救急車で運ばれると、そのときにひとり暮らしの高齢者ですから、身内もおらないというところで救急車と一緒に乗っていきこうというところで、そうしたら別に救急車に乗らなくてもいいんだというふうなところですね、それは民生委員の負担の軽減のためにという部分があるかと思いますが、例えばそういうふうな、本当に命に別状のあるようなこととか、大変なことを、民生委員は心情的にはしてあげたいんだと、でも別にいいんだということをおっしゃられているところをどういうふうに考えているのか。

それで余り深入りをしなくてもいいんだというふうな、そういうふうなことも民生委員の中でそんな話があるようではありますが、言ったらそういうふうな深入りをしないというか、希薄というか、余り浅くということが、そういうふうな社会の中で、例えばさまざまところで定員に満たさないとか、自治会の加入が少なくなっているというふうなところがあると私は思う

んです。

それでその意識自体を変えていかないといけないと思うんですけれども、民生委員に限ってどういうふうに考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

それで社会福祉法人桃林会の指導監査の件ですけれども、一定の監査でもって集約というか、そういうふうな考えを持っておられると思うんですけれどもね、片や法人が前理事長に告訴をして訴訟中なわけですよね。それがまだ現実としては結論が出ていないところで、法人としては一定の監査をしているんだというふうなところが、私はどうなのかなというのがあるんです。

例えば今、JRの裁判があるじゃないですか。それで裁判中で争っていて、JR東海が控訴中に井戸水を掘っていると、そうしたら、何で控訴中やのに井戸水を掘るんだというのと一緒だと思うんですよ。争っているときに、まだ結論が出ていないのに、監査のほうは一定の結論が出たという、そういうふうな部分で私はどうかと思うんですけれども、その部分をお聞かせいただきたいと思います。

それで災害時の要援護者ですけれども、実際にこれアプローチが1割以内ですから、アプローチができていないと思うんです。それで私の母も高齢者のひとり暮らしで障害を持っているんです。それで民生委員がうちは来ますけれども、実際に民生委員もどこまで情報を知り得て、市のほうから例えば高齢者の方がどこにいてるかというの、実際に民生委員への情報は提供されているのか、その点お聞かせいただきたいと思います。

それから生活困窮者の自立支援の件はよくわかりました。

ひとり暮らしの高齢者の件ですけれども、先ほどの件も一緒です、結局災害時の要援護者もそうですけれども、アプローチですね、愛の一声訪問が週1回で、それでライフサポーターも月に1回2回だと。それで本来であれば、隣近所の方が365日ずっと見れるような環境をつくるのが理想なわけですよ。

それをそうではなくて、週に1回の乳酸菌飲料の配布とそれとライフサポーターが月に1回だと。言ったら体というのは日々のことですから、その点の部分はこれ、災害時の要援護者と重なるところがあるんですけれども、どちらかの部長のほうで、答弁をいただけたらと思います。その辺、アプローチできていない人に関してどういうふうにしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

次、老人クラブの件ですけれども、加入率11.2%というところで、自治連合会、老人クラブ、民生委員、それで社会福祉協議会ですかね、それで連携をとっているということですから、結局自治会と一致しないというふうなところの声がありますけれども、片やそういうふうな声があって、それで上のほうでは協力するというふうな、それをどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

それでシルバー人材センターの件ですけれども、具体的な、例えば就労の期間がもともとは期間がなくて、それから8年、5年、3年と短くなって、それで待機は今14.8%だというふうなことの答弁ですけれども、市が補助金を出しているわけですから、シルバー人材センターのほうでその辺はそうしたらお任せしていいんですよというふうなことなのか、市が補助金を出しているから、やはりその点は中身に関

してももう少し入っていかないといけないのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

それとみきの路の運営ですけれども、今、入所の支援は特に市内の方で待機が10名、それで市外を含めると80名ほどの方がおられるという答弁だったんですけれども、みきの路みたいに障害者の入所施設というのは、市が行っているというところはまれなんですよね。ほぼもう少し大きなところでやっていたりというところで、実際に待機をされている方が入所を望まれているというところで、どういうふうに考えを持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それで生活保護ですけれども、これは新聞で私も見たんですけれども、他の市町村ではパチンコに出入りをしている人を何か指導したりとか、そういうふうな考えというか、実際にそういうふうなことが他市ではとり行われているのか、お聞かせいただきたいと思います。

休日小児急病診療所運営事業ですけれども、前もご答弁いただいて、そうしたら三島の救命救急センターが以前に協議会でもご説明いただいているんですけれども、その後の進捗状況がどうなのかをお聞かせいただきたいと思います。

乳幼児健康診査事業ですけれども、今、受診率はお聞かせいただきました。後はケアをしているということですが、100%の方に実際にケアできているのかお聞かせいただきたいと思います。どこまでその児童を追って行って、ケアできているものなのか、もうちょっとその辺を教えてくださいましたらと思います。

それで飼犬等保護管理事業ですけれども、中身の件に関しては今お聞きしました

けれども、実際にその件数が何件あって、それで例えば問題とか課題がないのかお聞かせいただきたいと思います。

それで先ほどの鳥獣飼養登録等事務事業ですけれども、カラスの件に関しては東京で、条例ではないですけれどもそういうふうな取り組みをされておるといふところですが、実際に市民が困っておられるのはカラスがごみをつつくというふうなところで、市のほうはネットではなくてポリタンクというか、それに入れてくださいというふうなことはされているのはわかっております。

その点、そういうふうなことしかないのか、ほかに何らかできるのか、お聞かせいただきたいと思います。

斎場の件に関してはわかりました。

それで葬儀会場ですけれども、稼働率が38%だというような答弁でありましたけれども、前から質問させていただいて、やはり市民の税金で建てて、結局起債をしてそれを返済すると。その部分がやはり多くの市民の方に利用していただくことが、税金を有効活用にというふうなことになろうかというふうに思うんですけれども、以前から川本課長から答弁をいただいている、例えば葬儀会館以外でさまざまなところで葬儀ができるというのは、市民にとっては多様なことであっていいことだというふうな、そういう答弁がありましたけれども、今、葬儀会館でやっている規格葬儀とか、葬儀会館、メモリアルホールでやっているのが、言ったらほかの民間がメモリアルホール以外で葬儀をやる金額と比べて、本当に安価な金額になっているのかを教えてくださいましたらと思います。

それで市民からすると、メモリアルホールでするのがメリットがあるという形で

あれば、市民は利用されると思いますけれども、他の民間の葬儀会社のほうがメリットがあるという部分があれば、やはりそっちのほうに行くと思いますので、その点どういうふうに考えていくか、お聞かせいただきたいと思います。

あとリサイクルプラザ、ごみ収集、ごみ処理の件ですけれども、これも全体的にちょっと質問させていただきたいと思えますけれども、ごみ収集で言うと、例えば今、ごみ当番が困っておられるのは、例えば不法にごみステーションに捨てられたりとか、それで捨てられた中の、収集が終わってかごが畳まれて、それで不法に投げられたごみはその場に置いていかれるわけです、張られてね。その処理とかはごみ当番の方がされているわけですね。

それで実施に、皆さんそうだと思います、自分が出したごみであれば納得をして処理するでしょうけれども、誰かわかん人に出されたものを処理していかないといけないと、要するに家に持って帰らなあかんとか、どこの誰かわかん人のごみを、その場にずっと置いたままにできないから家に持って帰らなあかんとかというふうなことになっているわけですよ。

要するに、まずは市民が、自治会に入っている人、自治会に入っていない人があります、だから決定がその辺はできているかどうかです。まずその市民がわかっているかどうかです。その点をお聞かせいただきたいと思えますし、それとこれも自治会によって、自治会に加入している人が、例えば班長とかが順番にごみ当番をしているところと、それで自治会に入っている人、入っていない人、全ての人がごみ当番をしているところということで、地域によって違うわけですよ。

それは市のほうは以前から、自治会に入っていない人もごみ当番をしていただくということを言っているんですけども、もう既に動いているところで、自治会の人しかごみ当番をしないというようなことで動いているところの自治会に、そうしたら自治会に入っていない人も全てごみ当番をしてくださいと、今この段階で言ったときに、そうしたら自治会に入っていない人がそれをしてくれるかどうかというのがあるわけです。

そうしたら、結局ごみのケースが出ていなかったりというようなことも、やはり出てくるでしょうから、当初の一番最初にそれをするとき、市のほうが本来は自治会のほうに投げかけることじゃなくて、自治会に入っていない人にもまとめてもらうような働きかけを本来はしないといけなかったと思うんですよ。

でも今さら言ってもあれですから、でもそれを市は今、自治会に入っていない人もごみ当番をみんなでやってくださいというスタンスですから、それを自治会側、市民側はどうやって進めていったらいいのかということに課題があるわけです。それはどう考えているのかをお聞かせいただきたいと思えます。

鳥飼なすですけれども、できたら摂津市の中だけでなく、もっともっと多くを生産していただいて、本当に特産品として摂津市以外のところに物流をするような形をお願いをしたいと思うんです。

でもそうなってくると、今の状況からすると、農業振興会の会員の高齢化とか限りがありますので、答弁は結構ですから、なかなか難しいと思えますけれども、その点をぜひともいいような形をつくっていただくように、よろしくお願ひしたいという

ふうに思います。

もともと鳥飼なすは1軒の家にはか苗がなくなったわけですよ。それを今ここまで、苗を多くして多くのところで栽培ができるまでになったわけですよ。

だからそれをもう少し努力いただいて、何とか物流まで、本当に鳥飼なすというのが全国に動くような形を、ぜひとも考えていただきたいというふうに思います。

それから通行量及び購買実態調査事業の件ですけれども、これはやはり市内では配布はしているけれども、実際に機会を持っていないということですから、ただ単なる、言ったら掘っただけになっているわけですよ。

結局まちづくりを進めていく上で、やはりそこは市内でしていかないとあかんと思うんです。だからそれはぜひとも、今後機会をつくっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それで企業立地ですけれども、大企業であれば土地の確保がというふうなことのご答弁であったというふうに思うんですけれども、それも先ほどの通行量の件と一緒に思うんですよ。結局まちづくりをどうするのか。例えば税収をふやすためにどういうふうなまちづくりというか、政策を打っていくのかだと思っておりますよ。

例えば今、大企業が来ないということは、大企業が入ってくるような政策を打っていないということなわけですから、それは個人の市民税をふやすというふうなことでいくと、摂津市としてはもうこれは大変なことだと思っております。

けれども例えば、全国で売上があって、かなりの利益があるところが一つ摂津市に来ていただいたら、その段階で法人市民税というのは上がるわけですよ。そうい

うふうな考えでいうと、その個人市民税をふやしていくというような考えよりも、大きいところに一つ、来ていただくような施策のほうがやりやすいわけですよ。

だからぜひとも、そういうふうなことを考えていただきたいと思っておりますので、その点は副市長にご答弁いただいて、その点をどういうふうに考えているのかをお聞かせいただきたいと思っております。

それで消費生活相談ルームですね、架空請求の件は結構、100件を超える部分があるということですから、実際に合わないように適切な指導というか、その点は警察と連携をとっておられると思うんです。未然に防ぐということでもよろしくお願ひしたいというふうに思いますし、啓発も啓蒙活動もぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それで歳入のほうにいけます。資源ごみの売却収入です。先ほど答弁をいただいたんですけれども、口頭での説明ですから、ぜひとも委員長、申しわけないんですが、後ほど資料をいただけたらありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○増永和起委員長 資料については対応をお願いします。

次に答弁を求めます。

丹羽自治振興課長。

○丹羽自治振興課長 それでは自治振興課にかかわります、質問番号1、2、3、関連の質問かと思っておりますが、自治会加入率低下について市はどのように考えているかというご質問について、ご答弁させていただきます。

昨年の11月に自治連合会、老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協

議会と、摂津市はつながりのまち摂津をみんなで育もうと共同アピールを行ったところでございます。

その共同アピールの中の文言でございますが、急速に進行する少子高齢化、多様化する価値観など、大きく変化する社会環境の中で、防災、防犯、福祉、教育、まちの活性化等々、私たちの周りにある課題を解決するためには、自治会を初め、地域における人と人とのつながりこそが不可欠です、とございます。この文章がまさに市の考えを表現しているというふうに考えております。

現在、このアピールに基づき、地域のコミュニティ団体の活性化を図るとともに、地域の連携がさらに深まることを目的とし、啓発活動など新たな取り組みを行おうとしております。

この活動を支援、推進していくことにより、自治会、老人クラブの加入者・会員の増へとつながっていくものを考えております。

○増永和起委員長 船寺市民活動支援課長。

○船寺市民活動支援課長 決算概要の54ページ、市民ルームフォルテ管理事業、正雀市民ルーム管理事業、また58ページのコミュニティセンター事業に関係しまして、市民活動支援課のほうからご答弁申し上げます。

事務報告書については非常にわかりにくいということで、ご指摘の点については今後考え、検討させていただきます。

また、正雀市民ルームの、先ほど稼働率とおっしゃいましたけれども、把握しやすいもので申し上げますと、使用率で申し上げます。こちらは1日に1件使われても2件使われても、使われたということの算出

になります。

正雀市民ルームの使用率で言いますと、大会議室が52%、第1会議室が42%、第2会議室が45.5%、調理室が14.6%、和室が39.6%になってございます。フォルテ301の使用率につきましては60%、フォルテ303については75%になっております。

委員、一度目のご質問でおっしゃられたように、コミュニティプラザの使用率がおおむね70%に近く、多い部屋では98%の使用率になっております。この辺については我々も大変心配しております、少しでも使用率を上げる努力はしております。

別府のコミュニティセンターにつきましては先ほどもご答弁させていただきましたように、担当といたしましてはまず施設のことを知ってもらうことが大切だと考えており、講座等の開催や、エントランスイベントの開催をして、より施設を訪問していただく機会をふやす努力をしております。

また、講座やイベントに参加された方に働きかけ、講座終了後もクラブ化して活動されることを進めたり、地域の活動団体のクラブ化も働きかけております。今後も、今申し上げたような取り組みを続けるとともに、施設のPRにも努めてまいります。

正雀市民ルームにつきましては、使用率は先ほど申し上げたとおりですが、平成28年度の利用件数は2,133件で、平成27年度の1,929件より約200件増加しております。指定管理者におかれましては、フラダンス、マジック、ヨガ教室などの自主事業に取り組み、利用率の向上にも努められておられます。

フォルテの利用率につきましては、平成28年度の利用件数は492件で、平成2

7年度の552件から60件の減少となっております。こちらの施設につきましては、毎年少しずつですが減少傾向がございます。原因については、同種の施設のコミュニティプラザやいきいきプラザが近隣にあることから、利用がコミュニティプラザやいきいきプラザに移ってきているというふうに考えています。また、フォルテについては施設が老朽化していることも原因の一つと考えております。

平成29年度には、展示用のフックレールや椅子等の収納庫の改修を行いました。今後も施設のPRに努めますとともに、利用しやすい施設になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○増永和起委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、森西委員の総合体育館の関係での、代替策としての淀川河川公園の利用についてどう考えるかということに対しての答弁をさせていただきます。

ページ数は総合体育館におきましては、決算概要の72ページでございます。総合体育館をスポーツ広場に建設するということについては、屋外競技の方に影響があるということの代替策の一つとして、淀川河川公園の利用ということがお話に上がっているところでございます。

現在、屋外競技の方々には代替策についてご意見をお伺いしているところでございますが、スポーツ広場で開催しているような大会を開くということについて、淀川河川公園を利用する際には、夏場の熱中症対策でありますとか、大会実施時の審判の控え場所など、条件のほうはやはりスポーツ広場とは違って、課題があるというようなこともお聞きしております。

練習等では、今も利用させていただいて

おるところではございますが、そういった課題もあるというところが見えてきておりますので、代替策として十分機能できるかどうかということにつきましては、ほかの青少年運動広場でありますとか、学校施設等、既存の施設全体の中で考えていきたいと考えております。

○増永和起委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 保健福祉課にかかりますご質問にお答えします。

決算概要74ページ、まず民生児童委員についてでございます。民生児童委員の業務としましては、まず第一に地域の見守りと、困り事がもしあれば、適切な機関につないでいただくということが非常に重要かと考えております。

先ほど、救急車に同乗すべきかどうかということでのお話もございましたが、こちらに関しましてはもし我々のほうに問い合わせがありましたら、この辺につきましては病院の患者の身元引受人であったりとか、保証人という話にも影響が及びますので、我々としては一報いただければ保健福祉課のほうで適切に対応してまいりますので、同乗までは結構ですということでお伝えしたということでございます。

民生児童委員の確保につきましても、確かに欠員が出ている状態です。なかなか手が見つからない状況ではございます。まず民生児童委員につきましては、国の委嘱でございます。また守秘義務等もございまして、ボランティアといえどかなり業務的にも幅広い、高度なものになっておりますので、その地域で探していただくんですけれども、なり手がいないような状況でございます。

先ほど、民生児童委員の地域でのかかわ

り方が、希薄になっていないだろうかというお問い合わせでございますが、確かに地域の担い手自体が全体的に不足してきている状況でございますので、民生児童委員でも働いている方もいらっしゃるような状況でございます。

この確保の部分について、私も最近経験したことなんですけれども、ある方に民生児童委員になっていただけないかとお声かけをしたところ、児童の見守り、朝の交通の整理とか朝に街頭に立つということが、私には個人的な事情があってできないんです、だからなれないんですというふうな形でお返事をいただきました。

民生児童委員は、多岐にわたっていろんなことをされていますが、我々としましてはそれは民生児童委員の本来の業務ではなくて、やはりボランティアとしての周辺の業務でありまして、それで民生児童委員になれないとおっしゃるなら、そこは柔軟に対応してまいらないといけないという考えを持っています。

そういったことで、民生児童委員がそれぞれにおのおのの事情がございますので、我々としましても柔軟に対応しつつ少しでも欠員が補充できるよう、今後も地域の皆さんとともに欠員補充に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、社会福祉法人桃林会の件でございます。社会福祉法人桃林会の不祥事につきましては、前理事長が単独でされたということでございまして、法人としましては前理事長を解任した上で、まず民事の訴訟も起こされております。これに関しては既に破産管財人が選任されておりました、その業務処理に当たっている所でございます。

また今年に入りまして、報道等でもあり

ましたとおり、前理事長に対する刑事告訴もなされている状況でございます。我々としましては、前理事長の影響は既に排除されて、ある程度ガバナンス体制が確立された状況で、法人運営が適切になされていると判断したわけでございます。

ただ、この民事訴訟または刑事告訴につきましても、確かに結果はまだ出ておりませんので、状況を見守りつつ、特に法人の前理事長に対する責任の追求が緩まないように監視しながら監査を続けてまいりたいと考えております。

続きまして、決算概要74ページ、災害時要援護者支援事業についてでございます。これにつきましては、同意要援護者が1割にも満たないという状況でございます。

民生委員への周知でございますけれども、我々としましても民生委員には周知しているつもりではございますが、委員がご指摘のとおり、周知漏れ等ございましたら、再度また周知徹底を図ってまいりたいと思います。

あわせてこの制度の内容等について民生委員に限らず、市民を対象にPRに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、決算概要94ページでございます。三島救命救急センターの移転の件に関する現在の状況でございます。三島救命救急センターの移転につきましては、昨年度大阪医科大学敷地内に移転することが決定されておりましたが、この移転候補地の決定におきまして、医療機関への意見聴取が不十分であるというご指摘を受けたことから、本年5月23日に開催されました公益財団法人大阪府三島救命救急センターの理事会におきまして、医大敷地内の場所の選定や救命救急センターの運営

方法等について、医療関係者も含めた意見交換会を開催し、意見を聴取するということが決定されております。

以降、10月30日までに医療関係者も含めまして意見交換会が4回開催されている状況でございます。現在は意見交換会が続いている状況でございます。中身については、この場ではお答えできない部分もありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○増永和起委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 決算概要78ページのひとり暮らし高齢者の見守りにつきまして、アプローチできていない方への取り組みにつきましてのご質問にお答え申し上げます。

先ほど保健福祉課長からも答弁させていただきましたように、地域で見守りが必要なひとり暮らしの高齢者の方々につきましては、民生児童委員を通じましてひとり暮らしの登録をさせていただいております。

これまではひとり暮らしの登録をいただいた方のうち見守りが必要であると判断された方に関しまして、ライフサポーターが個別で訪問をさせていただいております。

平成28年度からはひとり暮らしの登録等をされておられない75歳以上の高齢者の現状確認を行い、見守りが必要な方々の把握を行うため、ライフサポーターが戸別訪問を行っているところでございます。また、訪問時には高齢者のための福祉サービス冊子をお配りしているところでございます。

このことを通じまして、見守りをより一層進めていくにはどのようなアプローチが必要なのかを検討してまいり、2025

年に向け早期に体制を再構築していきたいと考えております。

○増永和起委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは私からは、乳幼児健診の未受診の方につきましてお答えさせていただきます。決算概要96ページになります。

乳幼児健診の未受診の方の対応につきましましては、大阪府の乳幼児健康診査未受診児対応ガイドラインに基づきまして、先ほどご答弁させていただきましたように、保健師によります電話や訪問、また関係機関との情報連絡によりまして、全数の把握を行っております。

またこの経過の中で、特別に支援が必要とされた場合においては、必要時、関係機関で会議を開くなどによりまして、対応を協議する場合もございます。

また転出されました乳幼児につきましても、市町村間での情報提供等によりまして、状況の把握をさせていただくとともに、また必要なケアにつきまして、フォローの内容等詳細を転出先の市に伝え、フォローを依頼するというような場合がございます。

そのようなことで、平成28年度について、状況が把握できなかったという乳幼児はございませんでした。

○増永和起委員長 吉田部参事。

○吉田保健福祉部参事 それでは高齢介護課にかかる意見のご質問についてお答えさせていただきます。決算概要78ページでございます。

まず、老人クラブに関しまして、連合会や自治会などの地域の4団体についての取り組みに関して、市としてどのように考えているのかということでございますが、この4団体に関しましてつながりのまち

摂津ということで啓発していくということになっています。

特に、地域でのつながりの大切さを確認していただくことで、地域づくりを進めていくということが非常に大切であるということですので、高齢介護課としてもその考え方で支援していくつもりでございます。

またそのことが、老人クラブなどの地域団体の加入率をアップするというにつながっていくと考えておる状況でございます。

続きまして、シルバー人材センターの関与に関して担当課としてどのように考えているのかということでございます。ご質問にありましたように、会員の方の就業年限が3年になっている状況でございます。

それはやはり、お仕事、業務の件数との関係がございましたので、シルバー人材センターとしてもその件数の増加のために取り組んでおる状況でございます。派遣契約のほうの業務なども実際進められております。

そのような状況で、この平成29年4月でございますが、基本的な年限は3年としつつも、1年ごとに最大5年まで延長可ということで、就業年限の変更も行ってございます。

また、シルバー人材センターの理事会等には私も参加させていただいておりますので、引き続き契約件数の増加や就業機会の拡大等に努めるように、事務局に伝えていきたいと思っております。

○増永和起委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 決算概要82ページ、市立みきの路運営事業に関する、待機者に対しての考え方についてでございますけれども、障害を持たれている方の個々

の状況を踏まえて対応していくことは必要であると考えておりますが、基本的には国は地域移行促進事業を進めており、摂津市におきましても障害を持たれている方が、住みなれた地域で安心して暮らしていくことが必要であると考えております。

障害を持たれている方の日常的な介助者が、高齢になられているという実態もございまして、介助者が病気になられたとき、親亡き後の対応、こちらを不安に思っているとの声もよく聞いております。

そのようなことから、地域で安心して生活ができるための支援、こちらを充実していくことが必要と考えております。このことを進めることによりまして、入所の待機をされている方の中でも、地域で生活をしていくことができる方もいると考えております。

○増永和起委員長 大西課長。

○大西生活支援課長 それでは、生活支援課にかかります2回目のご質問についてご答弁をさせていただきます。決算概要92ページ、生活保護事業でございます。

委員がご指摘の生活保護受給者の方のパチンコの問題についてでございますが、たしかマスコミで、大分県、兵庫県の一部の自治体で、そういった取り組みをされたというような報道がされたことは、私も認識はしております。

しかしながら、このような取り組みが現在、大阪府下初め全国的に広がっているのかと申しますと、そうではございません。これについては、今の生活保護制度上、ギャンブル等の遊興費について、明確に禁止するといったような項目は全くございませんので、制度が変わらない限り、なかなかこの取り組みを進めるというのは、現実的には難しいと考えております。

○増永和起委員長 飯野課長。

○飯野環境政策課長 環境政策課にかかります2点の質問にお答えいたします。

1点目、98ページ、飼犬等保護管理事業に関し、所有者不明猫避妊・去勢手術助成金につきましては、平成28年度77件、37万7,000円を支出しております。

制度の問題、課題といたしまして、まずこの手術を受けてもらうためには野良猫を捕獲する必要がございますが、この捕獲するという作業が一つの制度利用のハードルになっていると考えております。

また、手術費用のうち1件当たり5,000円に限度を助成しておりますが、実際の手術費用として5,000円を超える場合がございます。この差額も申請者の負担になっていると認識しております。

続きまして100ページ、鳥獣飼養登録等事務事業に関し、カラスの対策でございますが、現状では餌となる食べ物を発生させないこととか、食べ物を絶やすことが有効であると考えております。そのために、ごみ出しルールの遵守やごみ集積所の管理が重要であると考えております。

○増永和起委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、税収を確保するための施策ということでお問いがあったので、私のほうから答弁させていただきます。

まず大企業の誘致というご提案がございました。結果的にはやはり受け皿としての土地が当然必要となつてまいります。国民の土地取引については我々行政が干渉できるものではございません。

大阪市のように万博誘致を進めておられます大阪湾岸の埋立地、そういうような部分があればまた別ですが、また摂津市が工業団地の造成の事業に取り組んでいる

ということになれば、また誘致のいわゆる受け皿としては、整備がされたら積極的に企業誘致ができるのではないかなと思っております。

そうしたら税収についての話をさせていただきたいと思います。恐れ入りますが、決算概要の12ページを開けていただきたいと思います。

ここには市税の内訳が掲載されてあります。ご提案のように、要は法人を誘致したときに、順調に法人税が伸びていけばいいんですが、やはり法人税は景気変動によって大きく変わってまいります。

例えば平成28年度の法人税を見ますと、前年度と比較いたしましておよそ1億6,000万円の減というふうになっております。一番、本市の税収の中で根幹的なものは、やはり固定資産税になろうかと。これは構成比46.6%ということで、過半は固定資産税が占めております。

ちょっとデータが古いんですけども、平成26年度のデータを持っておりまして、平成26年度では人口1人当たりの固定資産税、いわゆる土地だけなんですけれども、1位は田尻町でございます。これは17万5,417円ということで、断トツでございます。これは、ご存知のように、関西国際空港の固定資産税が入っているということでございます。

2位が摂津市でございます。4万7,981円ですか。3位が高石市ということになっています。そういう意味では、本市の税収を支えているのは、土地の固定資産税ということになります。

また話が変わるんですけども、固定資産税をそうしたらどうして上げていくんだということになるんですけども、やはり摂津市の公共用地の中には行政財産の

用地もあれば普通財産の用地もございます。

もちろん普通財産として、あるいは賃借料とか、あるいは売却収入とかということが考えられるんですけども、もちろん土地を持っておればコストもかかります。

そういう部分では売却をするというのも一つの方法ですが、ただ普通財産の売却凍結という方針もございますし、それらを見ながら今後どうしていくかというのやはり今後必要かなというふうに思っております。

現在では財政は苦しいですけども、今すぐ売却しなければならないという逼迫した状況にはございませんので、行政財産のいわゆる公共用として使えるのか、あるいははたまた普通財産として売却をし、あるいはその中で固定資産税を得ていくのか、こういう方法もやはり考えていかなければならないというふうに思っております。

それから先ほど、総合体育館の中で答弁漏れがあったように聞いております。先ほどの総合体育館の中で、いわゆる基本構想の委託料が808万1,500円支出しております。これが無駄ではなかったかというようなご質問があったかと思っております。

これは14日に予定されております、民生常任委員協議会で経過・現状については説明させていただくつもりでございますが、この中で平成28年度は確かに808万1,500円は執行しております。この部分は、基本計画の中で体育館のあり方、あるいは役割については我々再認識いたしましたし、今後建設に向けてのチャレンジには、得られた知識、あるいは知見等については、大いに役立つのではないかなと

いうふうに思っております。

そういう意味では、決して無駄にはなっていないということだけは、ご答弁させていただきます。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは決算概要100ページ、葬儀会館で行う葬儀費用が民間の葬儀場に比べて安価であるのかというお問い合わせでございますけれども、葬儀費用につきましては、なかなか会葬者の人数でありますとか、祭壇の種類や飾りつけ等々により大きく異なっております。

また、メモリアルホールにつきましては、施設の使用料と葬儀の中身が別々の料金になっておりますけれども、民間の葬儀会社でありましたら、一般的にはセットプランというのが主流になっており、その形態は多種多様でございますし、なかなか比較は難しいという状況でございます。

ただ、例えば1業者でございますけれども、大手の流通業者がインターネットで企画している葬儀では、家族葬プランが約50万円、一般葬プランが約70万円となっております。仮に、全く同じは無理なんですけれども、これらに近づけて規格葬儀を利用した場合の額を算出しますと、規格葬儀のほうが一緒かちょっと高いかなという状況ではございます。

ただ、費用につきましては、メモリアルホールでもアンケートをとっておるのでございますけれども、100万円、200万円でも「思ったより安かった」という方もいらっしゃいますし、何十万円という方でも「思ったより高かった」という場合もございます。

これにつきましては、利用者、遺族の方の思いによっても大きく変わってまいりますので、なかなか葬儀費用の比較という

のが難しいというのは、ご理解いただきたいと思います。

○増永和起委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは決算概要104ページ、ごみ収集処理事業にかかりますご質問にお答えいたします。

ごみ集積所の不法投棄につきましては、市民の方々からも相談がございまして、我々としても苦慮しているところでございます。現在のところ不法投棄禁止の看板、あるいは監視カメラ作動中といった看板をごみ集積所に掲げるなどして対応しておりますところでございます。

また分別不十分のために収集していないごみがごみ集積所に多く見られる場合には、校区担当が周辺の啓発に回っております。

自治会非加入の方の資源かごの管理についてでございますが、各校区担当が自治会長とごみ減量推進員と協議いたしまして、許可をいただいてから自治会非加入の方に、かごの管理をしていただけるよう指導しているところでございます。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 それでは、端的にいろいろ重なる部分がありますので、省略をしてお聞きをしたいというふうに思います。

コミュニティセンター、今ご答弁いただいたんですけれども、今、事務報告書では簡易な数字だけですから、もっと具体的な数字が出るようであれば頂戴いただけたらというふうに思いますので、委員長よろしくお願ひしたいと思います。

総合体育館ですけれども、いろいろと調査しながら進めていかないといけないというのはもうよくわかっています。最終的に振り返ったときに、例えば費用を費やしたのが、これはよかったなというふうにな

るのか、これは無駄だったなとなるのかというのがあると思いますので、ぜひともこれ無駄というふうに言われぬように、ぜひともよろしくお願ひしたいというふうに思いますし、今、淀川の河川敷と言いましたけれども、例えば今、建物が建っているところを解体をして、そこを確保するというのであれば多額な費用がかかりますから、要するに上に建物が立っていないところを、何とかそれを整備をするにしてもやはり費用はかかるとは思いますけれども、やはりコスト、かかる費用の額が違いますから、何とか今、さまざまな市民からの声がある部分を何とか整理をしていただいて、皆さんが納得をして総合体育館ができるように、ご努力をお願ひしたいと思います。

民生委員の件ですけれども、これもう大変なのはよくわかります。今の答弁で、適切にというようなことです。これ自治会もそうですし、今言っていますけれども、民生委員もそうですけれども、結局市民のというか社会全体の結局意識が変わってきているというか、希薄であって、そしてやはりしんどい、汗をかくことをやはり避けたいというふうなことがあったりとか、担い手が特定の人物になってしまっているわけですね。

そうしたら余計、結局その人の比重が重くなるというふうに、それは行政もそうです、市もやっていただける可能性のある方にはやはり話を持っていきますから、何でも、言ったらこの件に関しても、この件に関してもということで話を持っていくと、その人はやはりしんどいですよね。

やはり多くの方がそういうふうに担い手になるように、これは社会自身をつくっていかないといけないので、社会をつくる

ということは、これはやはり行政側がその社会の担い手なり市民の意識なり感情というのを、やはりつくっていかないといけないと思うんですよね。

まず皆さんに言いますけれども、そうしたら皆さん、自治会のほうに入っておられますかとか、加入されていますか。そうしたら例えば加入していますよと、ただ自治会費を納めて加入だけなんですかと、皆さん住まれている地域の自治会の先頭を切って地域の活動をされていますかというところですよ。

だから、皆さんは公僕なわけですから、役所だけじゃないわけですよ。やはり地域に行っても公僕でないといけないわけですから、その点はもう一度副市長に、職員に対してやはりそういうふうな意識をしていただかないといけないという部分と、それで自治会の加入率が今もう57、58%ですから、これもう数人で本当に50%を切るような状況です。

8年前で68%ですから、8年の間に10%下がっているわけですから、そうするとやはり前段で言いましたけれども、自治会に加入している人、自治会長が自治会に加入していない人に話をするとき、そうしたらもう名目が見つからないわけですよ、自治会に入っていない人が多くなってしまふと。

それはやはり早急にこの辺は対策を考えないといけないと思いますし、やはりそれは職員が率先して自治会活動なり、地域のリーダーとして出ていかないといけないと思います。その点、お答えをお願いしたいと思います。

社会福祉法人桃林会の件ですけれども、法人と前理事長との間ということでありましたけれども、やはりもしそこで結果が

出たときに、すると市民から見たときに、担当は、市はそうしたら法人と前理事長の間だからというふうなことでわかっている、市民はそういうふうな部分というのはわからないわけですから、例えば結論が出たときに、市民からそういうふうな声が出てきたりという可能性があるわけですよ。

やはりそういう部分も念頭に置いてもらってその点は考えていただきますようにお願いします。

要援護者の件ですけれども、アプローチということですが、実際に周知漏れということが、周知というか実際にできているのかどうかです。例えば災害時でも、ひとり暮らしもそうですけれども、民生委員等に住民基本台帳でもって100%の方の情報を提供できているものなのか、その点を教えていただきたいと思います。

みきの路です。今、地域移行促進ということでもありますけれども、しかしながら重度の障害を持っておられる方は、地域に移行をしたくてもなかなかできない方がおられるわけですよ。

本当にお困りの方を、やはりどういうふうにしてあげるかというところが必要だと思うんです。実際にそうしたら一人で生活できない人が、地域で生活できない人が、地域移行にと言われても、これはできないわけですよ。

だからそこは、やはり市として本当に困っておられる方に対しては、何らかの対策を考えてあげるべきだと思うんですけれども、その辺、部長、お考えをお聞かせいただけたらと思います。

カラスの件ですけれども、今、飯野課長のほうからありましたけれども、本当に多くの市民から実際に声が上がっていると

思うんですよね。ポリバケツの中にごみを入れてということですがけれども、例えばそういうふうな対策しか考えられないものなのか、お答えをいただきたいと思います。

それとごみ全体の件ですがけれども、炉を延命化するということですがけれども、結局はそうしたら広域を進めていくのか、そうしたら摂津市が自前で考えていくのかというところを、どこかで判断をしないといけないわけですよ。

それで他の委員からも結局延命をした場合には、費用がどれぐらいかかるかというような質問があって、それだけの負担を考えていかないといけないわけですね。

そのときの負担をしていく場合と、もっと早い時点で、例えば炉を更新していく、建て替えをしていく、新たなものをつくっていく場合と、結局どちらがコスト的には安いのかということと、最終的にそうしたらずっとずっと延命でして、延命したわ、そうしたら判断しないといけない段階で、広域化ができないというようなことになったら、摂津市の市民は困るわけですから、どの段階でやはり判断を考えていかないといけないのかお聞かせいただきたいと思います。

葬儀会館ですがけれども、民間の業者が多くふえていますけれども、もともとはやはり集会所や自宅等でされていて、自宅もどうかということで集会所でされていて、集会所から摂津のメモリアルホールでというふうなことで、市としては取り組んできたわけですよ。

やはりその点は、他の業者と比べて摂津市市営の建物、ホールを使っていたかということであれば、そこを使っていたかメリットが民間の業者よりもなかったらいけないわけですよ。

だからその点はちょっと答弁いただいて、何かあるのか、メリットを考えることができるのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

リサイクルとかごみ収集も、先ほども言いましたけれども、あわせてご答弁お願いします。ごみの炉の件がありましたけれども、例えばし尿の処理の件もありますし、例えば自分でやるか広域かという部分と、それと収集の考えという部分もありますよね。

摂津市全体でどういうふうに、リサイクルプラザをどうするのかという部分もあります。それもあわせてご答弁いただきたいというふうに思います。

それと、企業立地の件ですがけれども、先ほど副市長から詳しくご答弁をいただきましたけれども、結局固定資産税でということで、実際そうですからよくわかります。

けれども固定資産税が仮に例えば上がったときに、市民からするとただ生活をしているだけであれば困る方もおられるわけですよ。収入が一緒なのに固定資産税がどんどん上がって行って、家計から固定資産税を納めないといけないという方にとっては、固定資産税が上がれば困るわけですよ。

やはりそういうふうなことで言うと、大企業を外から誘致をして、それで今度、国立循環器病研究センターの横でニプロ株式会社が、というような話があります。ですからやはり、ニプロは全国で売上を上げて利益があって、その利益でもって法人市民税を納税されるというような大きな企業ですから、そういうふうな企業をやはり確保するために、努力はしていかないといけないと思うんです。

それでその確保ができると、摂津市の中

で結局さまざまな部分で市民サービスが向上できるわけですから、そういうふうな部分ですね、もう一度ご答弁いただけたらと思います。

○増永和起委員長　それでは答弁を求めます。

山田環境部長。

○山田環境部長　ごみそれからし尿の一般廃棄物の処理全般の今後の考え方ということでご答弁申し上げます。

現在、粗い試算しかしておりませんが、自前で焼却炉を建て替え、あるいは延命化、超延命化するというよりも、広域で処理したほうがコスト的には一定その処理費用を負担したとしても、整備費用のコスト的には安くなるだろうということで、現在茨木市との広域化について協議をしているところでございます。

それで茨木市のほうとしても、現段階では摂津市のごみの受け入れは可能ですよということでお聞きしているところでございます。

ただ、これについてはごみの焼却ということでございまして、一方で収集業務、こちらについては基本的には、摂津市独自で収集をするという考え方については変わりません。

ただ、処理施設が、例えば茨木市の施設でということになれば、そちらの方法に合わせていく部分というのはある程度出てくるのかなと思っております。

それでもリサイクルプラザが十分本市の資源化、それが後退しないように活用できるようにという観点では引き続き考えていきたいと思っております。

それからし尿については現在、豊能町と茨木市のほうにお願いしている状況ではございますけれども、これにつきましても、

茨木市とのごみの焼却の委託がどういう方向になるか、これによって状況は変わってくると思います。

いずれにしても、早い段階で一定の判断は必要と考えております。

○増永和起委員長　奥村副市長。

○奥村副市長　それでは、今、山田部長のほうはごみの広域化についてご答弁申し上げましたが、補足でさせていただきたいと思っております。

実はそれぞれ水面下で茨木市のほうと交渉しております。8月のたしか8日だったと思うんですが、私のほうが茨木市の担当副市長のほうに面会を求めて行ってきました。

一つは、広域化についてお互い努力しましょうと、これは合意できました。ただ条件面等々がございまして。その条件面については、原課でしっかり協議をしていきたいと思います。ただ交渉事ですし、茨木市が相手方ですので、具体的内容については控えさせていただきたいと思っておりますが、広域化に向けては取り組んでいるということだけはお承知おきいただきたいと思います。

それと自治会の会員の増ということでございまして、確かに時代の趨勢とともに、個人主義の台頭というんですか、それで比較的自治会に加入されておられない方がふえてきているというのは承知しております。

それで職員の話がございました。これは統計をとったわけではございませんが、職員の現在は半数以上は市外に在住されておられます。半数以下は市内ということでございまして、もちろん我々職員は、自治会には必ずや加入しているのではないかなと思ってます。

ただそこで加入して、それから積極的に自治会の活動に参加しているかどうかはわかりませんが、ただこれは強制すべきものではないので、できるだけ機会があれば職員に対して話をしていきたいというふうに思っています。

具体的に、自治会の加入率を増やすためにはどうしたらいいのかというのが、もう生易しい問題ではないと思います。一度、原課のほうで検討していただきたいのは、そうしたら近隣市と比べて摂津市の加入率はどうか、これは調査する必要があるのかなど。もし仮に近隣市で自治会の加入率が高いところがあれば、その創意工夫はどういうことがなされているのか、特色はどういうことが特色なのか、これを一回研究する余地があるのではないかなどというふうに思っております。

もちろん、摂津市独自でそういうことができるわけでもないですし、やはり自治連合会と協力しながら、いかに会員をふやすか、これを模索していく必要は当然あるかというふうに思っております。

それから先ほど、ニプロの話がございました。イノベーションパークのところに、吹田市の持ち分である土地のところに、ニプロと、実際に契約したかどうかわかりませんが、優先交渉権で交渉しているとは聞いております。もちろん、ニプロが進出してくれば、土地家屋の要は固定資産税も入りますし、償却資産の固定資産税も当然期待されます。

そういう意味では、まだ摂津市のほうに6,000平米という土地がございます。そのところをうまく売却をして、企業誘致ができればというふうに思っております。

○増永和起委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 保健福祉課にかかわりますご質問にお答えいたします。決算概要74ページ、災害時要援護者支援事業につきましてのご質問でございます。

住民基本台帳のデータの活用というご質問でございましたが、住基のデータにつきましては2世帯住宅などでもひとり暮らしと出る可能性もございますので、基本的にこれは使っておりません。

お年寄りにつきましては、ひとり暮らし登録の部分で民生委員に名簿をお渡ししていますので、そういった名簿をご活用いただいて、実際に民生委員が必要と判断された場合には制度を紹介して、アプローチをかけるということでございます。

その他、障害者に関しましては、直接窓口でのアプローチが主流でございます。

○増永和起委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 それでは、決算概要82ページのみきの路の運営事業に関しまして、委員がご指摘の地域移行の促進というのがまさしく課題であるということでございます。

それで平成29年度の事業ではございますけれども、地域生活支援拠点等の整備ということで、平成26年度の制度改正におきまして、平成29年度末までに障害者の高齢化、重度化、親なき後を見据えて、障害児の生活を地域全体で支えていく体制を構築するということが始まっております。

委員がご指摘のとおり、この事業は、非常に困難な事業でございまして、国のほうも平成29年度末という期限が困難であるということで、先般平成32年度まで3年間延ばしたところがございます。

摂津市の取り組みとしましては、先般ご案内申し上げましたように、10月に障害

者総合支援センターが移転開所いたしました。相談支援体制については、そこで十分賄えるような体制になっておりますが、次の課題としましてグループホーム、それからショートステイ、そういった本当に重度の方を家で見れなくなったときの体制を一体的に整備するというのが、今後の課題になっております。

我々としては、みきの路を活用して、それらのグループホームはもうみきの路が主となって市内各所に建設をしております。もう既に4か5ぐらいのグループホームができていますのでさらに進めていきたい。

それからショートステイですね、その強化をしていきたいと考えております。ただ具体的にショートステイの強化をしようとするすと、そういった場所が必要になってまいりますので、平成32年度末までとなっておりますので、できるだけよい場所を見つけて拡大、機能強化を進めて、地域生活支援拠点が整備できるように努めていきたいと思っております。

そういったことによって地域移行について、地域移行できない方はきちんとバックでショートステイで見る、あるいは最終的にはみきの路に入所していただく、みきの路の中度ぐらいの方はグループホームに行っていくということ、摂津宥和会の機能をフルに活用して、対応してまいりたいと考えております。

○増永和起委員長 三浦課長。

○三浦環境業務課長 それでは概要100ページの鳥獣に関するところで、カラス対策についてのご質問にお答えします。

カラスがごみを荒らす、ごみを散乱させるということにつきましては、毎年のように我々のほうに市民の方から相談が寄せ

られております。その都度、カラス避けネットをご案内させていただいたりしているわけですが、近年カラス避けネットそのものをはぐってしまうようなカラスがいるケースが見られますので、その際は委員がおっしゃるようなポリバケツ、ごみバケツのような容器を用いたごみ出しをお願いしているところでございます。

その他の方法はないかというお問い合わせでございますけれども、カラスの目にごみを触れさせないということが直接的な解決方法にはなるのかなと、現場のほうでは思っております。

そのほか、光りもの、CDを垂らしたり、テグスを周辺に置いたりという方法もあるとは聞いたことはございますが、効果のほどがよくわからないということもございます。

やはり委員がおっしゃるポリバケツ、ごみバケツを利用していただくのが一番かなと思っております。

○増永和起委員長 川本課長。

○川本市民課長 それではメモリアルホールの特長ということでございます。

近年、市民の葬儀に対する価値観やニーズの変化がございます。家族葬の流行に見られますように、ニーズは変化しております。そういった中で、我々としては民間の葬儀場と共存しながら、葬儀会館の運営を行ってまいりたいというふうに思っております。

そういった中でも、メモリアルホールしかない、メモリアルホールしかできないことといたしますと、やはり近隣の葬儀場では大規模葬儀が行えません。100人規模でしたらメモリアルホールということになりますので、そういった大規模葬儀ができるということはメリットであるかなとい

うように思っております。

また、規格葬儀の部分につきましても、料金の透明性、わかりやすさということではメリットかなというふうに思いますし、あとメモリアルホールを利用されれば斎場の火葬枠が優先されますので、そういったこともメリットかなというふうに思っております。

○増永和起委員長 森西委員。

○森西正委員 もう要望にさせていただきたいと思いますが、自治会の加入の件は、これは本当に切実な問題です。何度も言いますが、これ50%を割ったら、もう本当になし崩しのだだ一とやめられていくというか、今でも自治会をやめたいという方はたくさんおられるわけですが、声があるわけですよ。それはなぜとめられているかという、自治会に入っている人のほうが比率が高いからです。

自治会に入っていない人のほうが比率が低いからということで、今、市民の皆さんが自治会に入っている人の行動は、日常のことは大多数のことがやってるんですと言えるからです。それが反対になってしまうと今度は言えなくなりますから、これはもう今のこの減少傾向でいくと、もう本当に雪崩式のように50%をあっという間に数年で切るようなことになろうかというふうに思います。ぜひともこれは対策を、もう全庁で考えるぐらいのことでお願いしたいというふうに思います。

それでごみの件に関しましては、今ご答弁いただきましたけれども、今、茨木市と進められているということでもありますから、摂津市からすると何とか茨木市のご協力をいただいてということが進められたらというふうな部分はあると思いますけれども、それがいつ何時どう変わるかとい

うところもありますので、そういうふうなことも想定しながら動いていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで災害時とかひとり暮らしの件ですけれども、今ご答弁いただいて、全ての方が漏れなく、例えば民生委員に情報がいつているようには思えないんですよ。だからそれで同意者名簿をつくってくださいという、もうその段階で漏れていたりするようなことで、それで民生委員がそうしたら独自のルートで把握ができるかという、なかなか難しいところですから、やはり地域で見るというふうなことを考えるのであったら、その点はその辺をやはりちゃんとしていかないといけないと思ひますので、だから行政側が情報をまず出しますよというスタンスをとるのか、そうしたら地域でそうしたらまず情報をとってくださいというふうなことになるのか、今そうしたら自治会の加入がこういうふうになくなっているところで、そうしたら情報をどうやってとりにいくんだというふうなことになるわけですよ。

だからその点も含めて、やはり市として考えていけないというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

葬儀会館の件ですけれども、これから葬儀がさまざまな部分で、もう想像ができないようなことが出てくるかも知れませんが、アンテナを張って、例えば民間の葬儀が、メモリアルホールでする葬儀よりもうんと安い葬儀が出てくれば、やはりそういうふうなところへ流れるという可能性があるので、やはりそういうふうな部分もアンテナを張っていただいて、メモリアルホールがやはり100%稼働するように近づけていただきますように、お願

いしたいというふうに思います。

それと戻りますが、ごみの件ですが、リサイクルプラザの件もあります。これ茨木市のごみを燃やさせてもらうどうかによって、これはリサイクルプラザを茨木市の資源ごみを摂津市でとか、もしくは茨木市は茨木市であるのかというそういうふうなこともありますから、そこに例えば茨木市の資源ごみを摂津市のリサイクルプラザで賄うのであれば、そこにかける費用というのやはりかかってきますから、そういうふうな部分も考えていただきたいと思います。

それと委員長にお願いがあるんですけども、14日に協議会があります。それで環境センターの件がありますけれども、やはり環境センターの件はやはり説明を受けてから我々は採決に臨まないといけないと思いますので、説明を受けてから採決ができるような形を、委員長によろしくお願いしたいというふうに思いまして、これで質疑を終わります。

○増永和起委員長 森西委員の質問が終わりました。本日の委員会はこの程度にとどめ散会いたします。

(午後4時47分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 増永 和起

民生常任委員 森西 正